

第5次 那覇市総合計画
平成30年度 経営改革に関する取組 達成状況

令和2年3月
那 覇 市

目 次

体系図	- 1 -
1 平成 30 年度経営改革に関する取組達成状況	- 2 -
2 平成 30 年度経営改革に関する取組の未達成一覧.....	- 3 -
3 政策別達成状況.....	- 5 -
4 施策別達成状況.....	- 6 -
5 部署別達成状況.....	- 8 -
6 経営改革に関する取組一覧.....	- 10 -

体系図

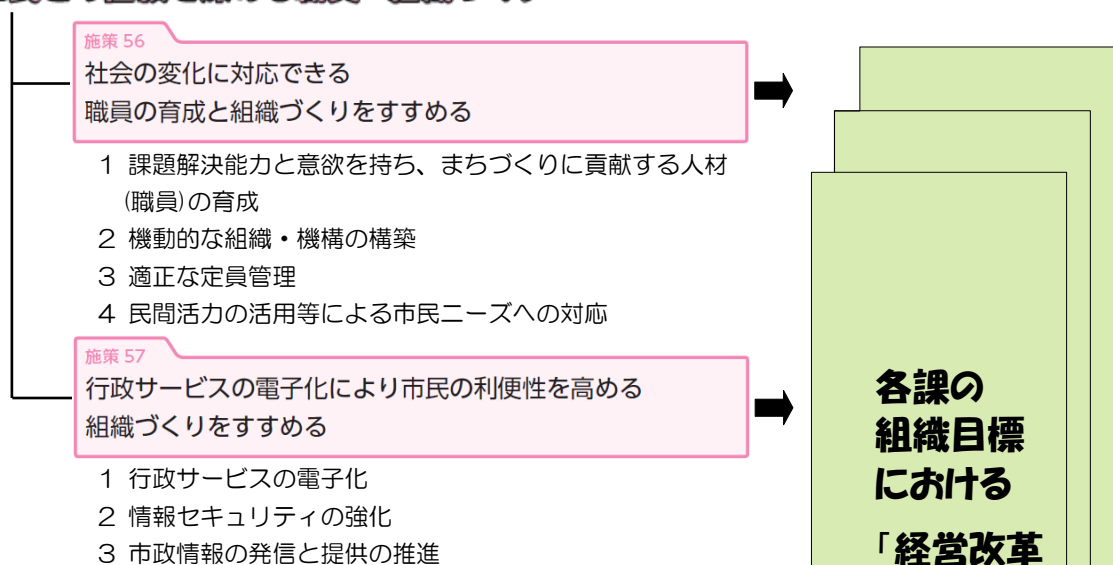
[目次へ](#)

本市の最上位計画である第5次那覇市総合計画に各課の組織目標を紐づけ、さらに組織目標において「経営改革に関する取組」を位置付け、一元的に運用・進捗管理を行い、行政運営の効率化を図っています。総合計画の施策 56～59 に、各課の「経営改革に関する取組」を紐づけています。

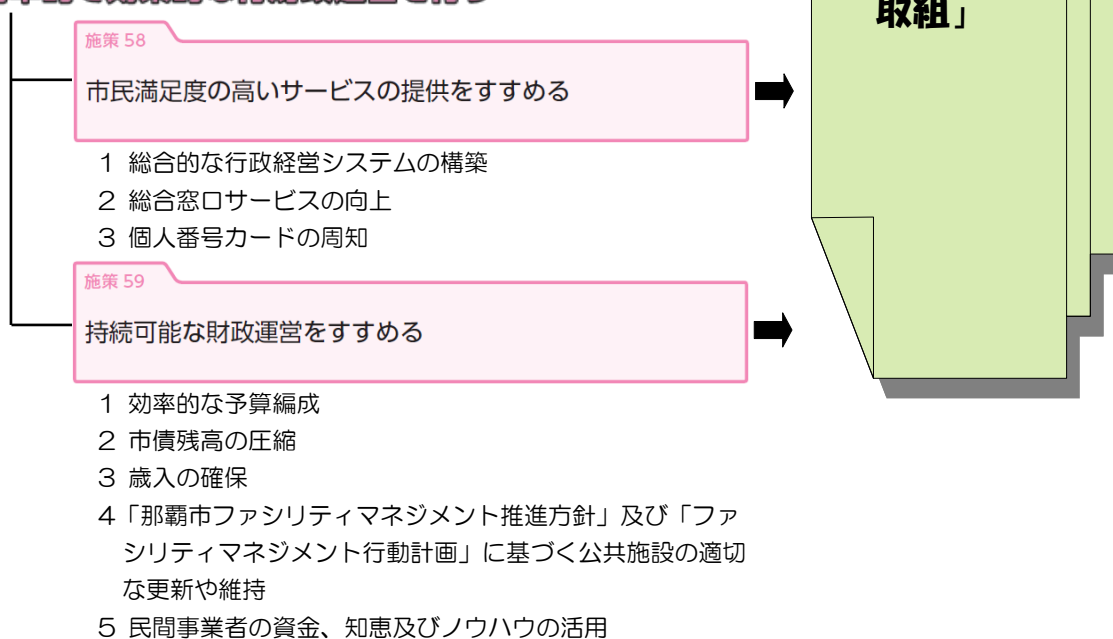
第5次那覇市総合計画

政 策

市民との信頼を深める職員・組織づくり



効率的で効果的な行財政運営を行う

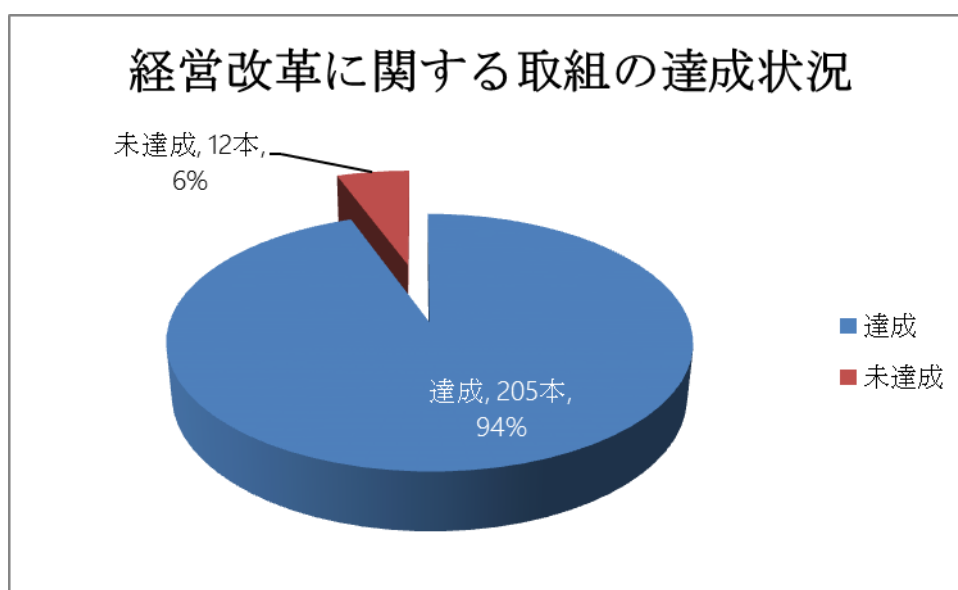


1 平成 30 年度経営改革に関する取組達成状況

[目次へ](#)

平成 30 年度の経営改革に関する取組 217 本のうち、目標達成が 205 本、未達成が 12 本で、達成率は 94%となりました。

未達成の要因は、内部的な要因が 4 件、外部的な要因が 8 件と分類されています。内部要因では、「内部（他部署含めた）の調整難航」等、外部要因では、「外部（市民・国・県・法人等）との調整難航」等が理由となっています。



	取組本数	割合
達成	205 本	94%
未達成	12 本	6%
内部要因	4 本	33%
外部要因	8 本	67%
合計	217 本	100%

2 平成 30 年度経営改革に関する取組の未達成一覧 [目次へ](#)

(未達成)

No.	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
1	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	環境政策課	沖縄コージェネ協議会における情報収集や意見交換等による職員力の向上
2			クリーン推進課	事故発生防止の徹底
3			環境衛生課	動物の愛護及び管理に関する業務の推進
4	効率的で効果的な行財政運営を行う	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	法制契約課	公契約条例の制定について
5			文化振興課	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る（組踊り）
6			環境政策課	第2次環境基本計画に示された「エコライフ」の実践呼びかけによる市民満足度の向上
7			市営住宅課	予防保全的な視点に立つ修繕の拡充
8			消防局救急課	小学校への救命講習会の普及啓発
9		持続可能な財政運営をすすめる	管財課	普通財産貸付収納率向上
10			クリーン推進課	旧最終処分場浸出水の下水道放流
11			保護第一課	訪問活動の確実な実施
12			こどもみらい課	公立保育所の施設整備（与儀保育所取得・移転）

未達成となった取組の要因を、内部的なものと外部的なものに大別し、内部要因では8分類、外部要因では5分類として、次のとおり振り分けています。

平成 30 年度に取り組んだ結果、各課における未達成は全体で 12 件となっています。

【未達成の要因】

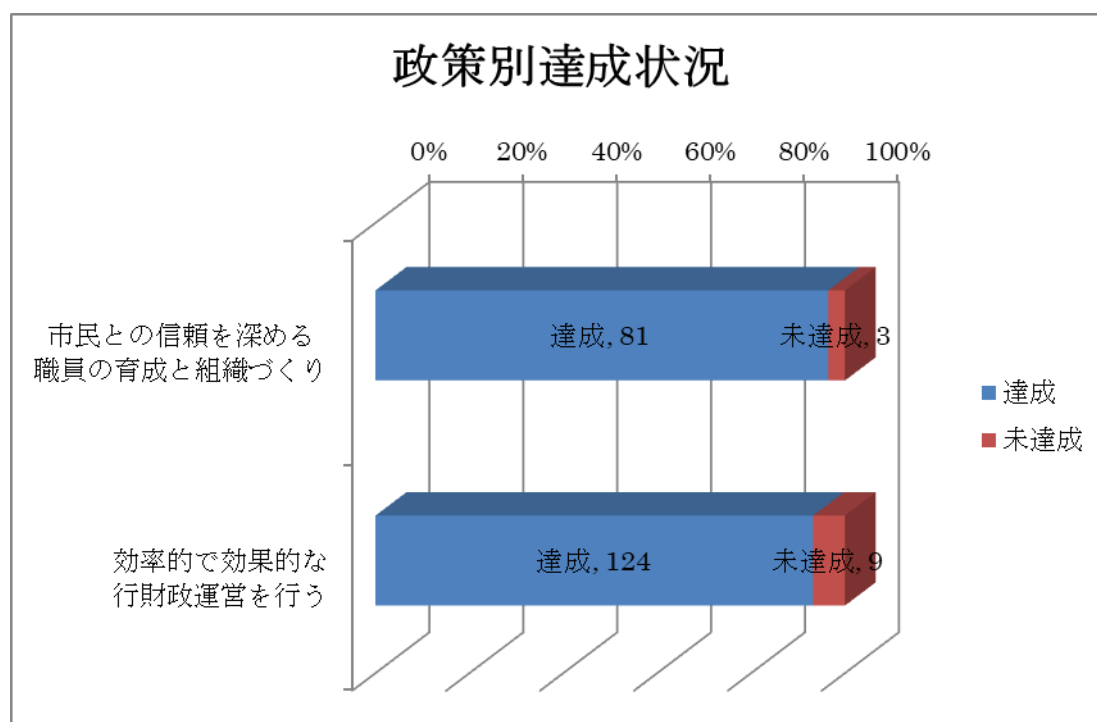
分類		件数	
内部要因	01 取組の遅れ	0	4
	02 達成水準設定誤り	1	
	03 他事業を優先的に処理しなければならなかった	0	
	04 人的要因	1	
	05 管理・監督の問題	0	
	06 内部（他部署含めた）の調整難航	1	

	07 予測できない事態の発生	0	
	08 その他	1	
外部要因	09 外部との調整難航	3	8
	10 社会・経済状況の変化	1	
	11 委託等、契約相手先の問題	0	
	12 予測できない事態の発生	2	
	13 その他	2	
	合計	12	

3 政策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「政策 22 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり」は、取組本数 84 本のうち、目標達成が 81 本、未達成が 3 本で、達成率は 96%となっています。
- (2)「政策 23 効率的で効果的な行財政運営を行う」は、取組本数 133 本のうち、目標達成が 124 本、未達成が 9 本で、達成率は 93%となっています。

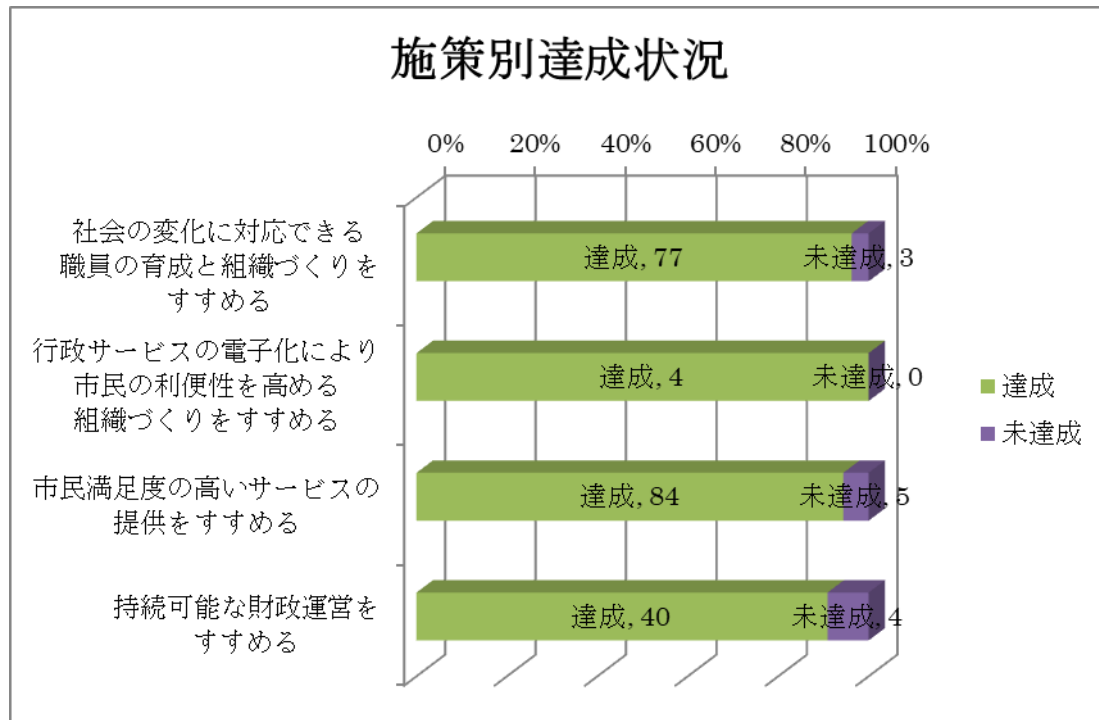


政策		目標数	達成		未達成	
			数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	84	81	96%	3	4%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	133	124	93%	9	7%
合計		217	205	94%	12	6%

4 施策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「施策 56 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる」は、取組本数 80 本のうち、目標達成が 77 本、未達成が 3 本で、達成率は 96%となっています。
- (2)「施策 57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる」は、取組本数 4 本のうち、目標達成が 4 本で、達成率は 100%となっています。
- (3)「施策 58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる」は、取組本数 89 本のうち、目標達成が 84 本、未達成が 5 本で、達成率は 94%となっています。
- (4)「施策 59 持続可能な財政運営をすすめる」は、取組本数 44 本のうち、目標達成が 40 本、未達成が 4 本で、達成率は 91%となっています。



政策		施策		目標数	達成		未達成	
					数	率	数	率
22	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	56	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	80	77	96%	3	4%
		57	行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	4	4	100%	0	0%

23	効率的で効果的な 行財政運営 を行う	58	市民満足度の高いサービスの 提供をすすめる	89	84	94%	5	6%
		59	持続可能な財政運営を すすめる	44	40	91%	4	9%
合計				217	205	94%	12	6%

5 部署別達成状況

[目次△](#)

部署		組織目標数		達成度		達成率
				達成	未達成	
総務部	総務課	2	28	2	0	93%
	秘書広報課	3		3	0	
	平和交流・男女参画課	4		4	0	
	人事課	5		5	0	
	管財課	3		2	1	
	法制契約課	6		5	1	
	防災危機管理課	5		5	0	
企画財務部	企画調整課	8	32	8	0	100%
	財政課	4		4	0	
	情報政策課	2		2	0	
	市民税課	6		6	0	
	資産税課	7		7	0	
	納税課	5		5	0	
市民文化部	市民生活安全課	4	17	4	0	94%
	ハイサイ市民課	3		3	0	
	文化振興課	6		5	1	
	文化財課	2		2	0	
	まちづくり協働推進課	2		2	0	
経済観光部	商工農水課	2	8	2	0	100%
	なはまち振興課	2		2	0	
	観光課	4		4	0	
環境部	環境政策課	2	15	0	2	67%
	クリーン推進課	5		3	2	
	環境保全課	4		4	0	
	廃棄物対策課	2		2	0	
	環境衛生課	2		1	1	
福祉部	福祉政策課	2	20	2	0	95%
	ちゃーがんじゅう課	3		3	0	
	障がい福祉課	2		2	0	
	保護管理課	6		6	0	
	保護第一課	3		2	1	
	保護第二課	2		2	0	
	保護第三課	2		2	0	
健康部	国民健康保険課	2	19	2	0	100%
	特定健診課	2		2	0	
	保健総務課	2		2	0	
	健康増進課	3		3	0	
	地域保健課	3		3	0	
	生活衛生課	7		7	0	
こどもみらい部	こども政策課	2	12	2	0	92%
	こどもみらい課	7		6	1	
	子育て応援課	3		3	0	

都市みらい部	都市計画課	7	20	7	0	100%
	道路建設課	2		2	0	
	道路管理課	3		3	0	
	花とみどり課	4		4	0	
	公園管理課	4		4	0	
まちなみ共創部	まちなみ整備課	3	16	3	0	94%
	建築工事課	2		2	0	
	市営住宅課	3		2	1	
	建築指導課	2		2	0	
	技術管理課	4		4	0	
	地籍調査課	2		2	0	
会計管理者	出納室	4	4	4	0	100%
学校教育部	学務課	1	2	1	0	100%
	教育研究所	1		1	0	
生涯学習部	総務課	1	5	1	0	100%
	生涯学習課	2		2	0	
	中央公民館	2		2	0	
上下水道局	企画経営課	2	3	2	0	100%
	料金サービス課	1		1	0	
選挙管理委員会	事務局	2	2	2	0	100%
消防局	総務課	5	5	5	0	100%
	警防課	3	3	3	0	100%
	救急課	5	5	4	1	80%
	指令情報課	1	1	1	0	100%
合計		217	217	205	12	94%

6 経営改革に関する取組一覧

[目次へ](#)

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 総務課	1	56	文書取扱規程等の見直し検討	2 月 文書取扱規程等の改定（案）の作成	・ワーキングチームの設置	達成	・県民投票など当初想定されていない事業が生じ、その対応等により追われやや遅れぎみとなったが、3月末までに規則修正案の検討を終えることができた。 ・規則等の改正を踏まえ、事務手引きの改正を行い、事務文書に関する研修会を実施する。
総務部 総務課	2	56	中核市市長会等との連絡調整	中核市市長会（東京事務所）職員派遣体制の変更への対応	・中核市市長会との連絡調整を行い、本市としての役割を果たしていく	達成	・中核市市長会議との調整を重ね、中核市市長会東京事務所への職員派遣の決定方法を決めることができた。 ・中核市市長会議やプロジェクト会議等に参加し、相互の連携を図る
総務部 秘書広報課	1	56	市長の市民対話機会の積極的な確保	・飛び出せ市長室や市民協働大学への積極的な日程確保	・広報周知体制の強化 ・関係課との連携強化	達成	・「ゆんたくタイム」など市長が直接市民と対話ができる機会を9回設定することができた。 ・月1回程度（年12回）程度まで増やせるよう取り組みたい。
総務部 秘書広報課	2	57	3 市政情報の発信と提供の推進（公式ホームページ再構築）	再構築作業の完了	プロポーザルにより受注業者を選定する。 ・6月中旬 公募 ・7月中旬 プロポーザル実施 ・8月 契約 ～3月 契約→再構築作業→運用テスト 本格稼働開始（H31. 4. 1 予定）	達成	・スケジュール通りに進行し、ホームページ再構築を達成できた。 本格稼働開始日：平成31年3月18日 ・ウェブアクセシビリティ及びユーザビリティの向上に取り組む。
総務部 秘書広報課	3	58	市長の重点政策課題実現のための秘書業務・広報業務における側面支援	・政策経営会議における指示事項の確実な実施 ・政策会議等を通じた市長との意思疎通による市長ニーズの確実な把握と日程の確保 ・あいさつ等、様々な場面でのPR機会の確保 ・県内紙等への記事掲載	・市政の課題事項等を確認するため月毎の政策経営会議を開催 ・市長との意思疎通及び日程確認のため週毎の政策会議を開催 ・市長の重点施策アピールのため広報紙及びHPへ市長メッセージ掲載 ・マスコミ等が注目するような場面設定を所管部局等に提案する。	達成	・市長選挙の年であり、市長日程の調整は厳しいものがあったが、概ね効果的な日程調整が図れた。 ・市民との対話の機会を重視した日程の確保に取り組む。
総務部 平和交流・男女参画課	1	56	「思春期の心と体」のための意識啓発事業に関する教育委員会との意見交換の実施	・教育委員会での実施の可能性を確認する。	・意見交換の実施	達成	・平成30年10月、学校教育課と意見交換を実施。 ・学校教育課の現状の組織体制や人事異動サイクル（2、3年）において、同事業を実施できる状況にはないとの意見であった。 ・学校教育課の職員には同事業の見学を勧めた（すでに見

						学済の担当者もいた）。 ・実際の事業の内容を見てもらい、改めて意見交換を実施する。
総務部 平和交流・男女 参画課	2	56	平和事業の充実に向けた教育委員会との意見交換の実施	・教育委員会において取り組んでいる平和事業の内容、件数の把握 ・平和事業の実施・創出に関し、互いの課題を整理し、連携方法を整理する。	・教育委員会との意見交換の実施	達成 ・教育委員会より平成 30 年度の市内小中学校の平和教育取組状況資料の提供を受け、平和教育の内容、件数を把握。 ・平成 30 年 10 月に学校教育課と「平和事業の充実」についての連携、協力について意見交換を実施。・学校教育課へアンケート照会し、検討中の平和事業への教育委員会としての連携、協力について確認、整理ができている。 ・検討している平和事業への教育委員会の連携、協力について確認、整理ができた事業の優先順位、実現性などを検討し、実現可能な事業について実施に向けた計画をしていく。 ・事業実施に向け予算、人員の確保を求めていく。
総務部 平和交流・男女 参画課	3	56	那覇軍港の跡地利用を担う庁内体制の検討	・跡地利用を担う庁内体制の方向性の取りまとめ	・事務分掌規則、想定する跡地利用スケジュールなどから室内で庁内体制の考え方の整理 ・関係部署との意見交換の実施	達成 ・那覇軍港の跡地利用を担う庁内体制を整理するため、跡地利用に至るまでのスケジュールを整理し、関係課間（平和交流・男女参画課及び都市計画課）で検討し方向性を整理し取りまとめた。 ・その結果、日米合同委員会による返還の承認までは、基本政策を担う部署（企画部門）が環境の変化や広域的な観点を踏まえた那覇市の将来像を描いていき、その後は、基本計画を担う部署（都市整備部門）が基本政策に基づいた具体的な検討を進めていくことが望ましいとの結論にいった。 ・跡地利用を担う庁内体制の構築に向け組織定数要求を行ったが、次年度の体制に変更なしの内示であった。 ・那覇軍港の跡地利用の基本政策については、環境の変化や広域的な観点を踏まえ、那覇市の将来像を描いていくものであるため、総合企画及び調整、都市経営に関する事務を所掌する企画部で担当することが妥当と考える。将来的な那覇軍港の跡地利用に向け適切な組織機構の改正が必要と考えており、次年度も組織定数要求において組織機構の改正を求める。
総務部 平和交流・男女 参画課	4	56	住民基本台帳事務における支援措置に係る男性の相談の部署の所管裁定依頼の実施	・所管裁定依頼をする。	・考え方の整理 ・関係部署との会議資料の作成及び日程調整 ・会議への参加 ・所管裁定ヒアリングへの参加	達成 ・平成 30 年 8 月、関係課（平和交流・男女参画課、市民生活安全課、ハイサイ市民課、保護管理課）で協議をしたが担当部署の決定に至らず。 ・平成 30 年 10 月、企画調整課へ所管裁定依頼した。 ・平成 31 年 1 月、企画調整課のヒアリングを受ける。次年度から社協で住民基本台帳事務における支援措置に係る男性の相談を受けられないか調整したが、現時点では対応不可とのこと。

							・住民基本台帳事務における支援措置申出にかかる申出人の支援措置の必要性の可否に関する意見を書く事務については、男女参画 G の現在の体制においては業務上非効率であり、企画調整課においては市として効率的で申出人の負担軽減となる体制を構築してもらいたい。 ・所管裁定の結果については、年度末に通知があり、平成 31 年度からの対応が困難であり、今年度はじめに所管裁定理由の説明を受けたが、実際に事務を実施するための人的・予算的措置はされていない。 ・今後、さらに関係部課との調整を進めていく。
総務部 人事課	1	56	人事評価制度の課題検証	各部から報告を受けた課題への対応方法（方針）を、全任命権者で調整確認し、H30 年度内に人事評価推進協議会に諮り決定する。	課題整理と対応の優先順位化を行い、課題対応方法（方針）を各任命権者と調整を行い、年度内に人事評価推進協議会に諮る。	達成	・課題整理について、3 回の人事評価ワーキングチームの開催及び中核市、各部、全職員へアンケートを実施し調査検討を行ってきた。課題への対処（改定）については、平成 31 年 3 月 18 日の人事評価推進協議会に諮り確定し、目標を達成した。 ・今年度 3 点の運用見直しを行ったが、今後も同制度の課題解決を行うなど最適化を図っていく。
総務部 人事課	2	56	再任用制度の円滑な実施	①企画財務部と連携し、再任用職員の増加と任用長期化に整合した、任用・配置・異動のルールを整備する。 ②定年延長制度の動向に注視し、再任用制度と整合した制度設計につなげる。	①課題整理と対応の優先順位化を行い、年度末までに企画財務部及び各任命権者調整し、次年度の人事配置（異動）を行う。 ②情報収集と研究を行う。＜H30 から H32＞	達成	・①企画財務部との調整については、一定程度取決めが確認され達成できた。②定年延長制度の情報については、まだ確定的な情報が少ないので今後も注視していく必要があるが、平成 30 年度目標は達成した。 ・次年度も適切な人事配置が行えるよう、関係部署と連携をとって進めていく。
総務部 人事課	3	56	人材育成の持続的な推進	各課の持続的な人材育成を図るため、今年度の方策について、人材育成実施推進委員会を開催し、決定実施する。	①7 月 31 日までに第 1 回推進委員会を開催する ②過去の内容を受けて、H30 年度の方策を年度内に決定し公表する。	達成	・①②7 月に第 1 回人材育成基本方針実施推進委員会を開催し、取組むべき内容を整理し、アンケート調査や OJT のマニュアルを活用した研修を実施した。3 月 20 日には報告を兼ねた第 2 回同委員会を開催し目標を達成した。 ・今後も人材育成の方策について、人材育成実施推進委員会を開催、決定し適切な人材育成を図っていく。
総務部 人事課	4	56	職員の基礎力向上に向けた研修の実施	職員研修において、職員の基礎的事務能力の向上を見込める内容を追加修正する。	グループ長研修（6 月）、財務会計研修（8 月）において、基礎的事務能力向上のための内容の追加、修正を行い、研修を実施する。	達成	・6 月実施のグループ長研修、8 月実施の財務会計研修において、研修講師と調整を行い、基礎的事務を重視した研修内容に検討調整し実施要領を変更して、より基礎的事務能力向上に繋げる研修を実施し、目標を達成した。 ・今後もよりよい人材育成が図れるよう、効率的な研修実施を検討していく。
総務部 人事課	5	56	メンタルヘルス対策と復職支援の充実	メンタルヘルス疾患に係る新規休職者数の抑制及び既往歴のある職員の再	①職場カウンセリングの充実 ②セルフケア・ラインケアのさらなる啓発（職員向け研修の充実）	達成	・①今年度は 4 課 154 人に対して職場カウンセリングを実施した。② ラインケア研修を 3 回実施し、延べ 240 人が受講し達成した。③ ストレスチェック結果を受検者あ

				発を予防し、休職中の職員の早期復職を目指す。	③ストレスチェックの効果的な活用 ④復職支援プログラムの活用による円滑な職場復帰の支援		て配布し、高ストレス者のうち希望者へ産業医面談を実施し達成した。 ④ 30 日以上の療養者 49 人を対象に復職支援を実施し、そのうち 26 人が職場復帰を果たし、目標を達成した。 ・メンタルヘルス対策の 4 つのケアの重要性を、研修等で啓発していく。
総務部 管財課	1	56	本庁舎地下駐車場を貸付による事業運営を行うため新たな公募を実施する。	本庁舎駐車場の貸付について新たな事業者を公募により決定する。	①募集要項作成 ・6月中旬 ②募集開始 ・7月初旬 ③入札（業者決定） ・8月初旬 ④運用開始 ・H31.1 月 4 日	達成	・募集要項等見直しに時間を要し、計画より多少遅れたが 10 月中旬に募集を行い、11 月上旬に入札を実施し、新たな貸付事業者を決定し、H31.1.4 には新たに運用を開始できた。 ・引き続き、民間活力を活用し、安心且つ快適に利用できるようサービス向上につとめる。
総務部 管財課	2	59	普通財産貸付収納率向上	収納率について、 現年度分 95% 滞納繰越分 20% を確保する。	①現年度分について、2 か月滞納時点で電話督促を行うなど、滞納月を増加させないようにする。 ②高額滞納者に関し連帯保証人を含めた分納相談等の継続、。 ③裁判所による調停など新たな対応を調査・研究する。	未達成	・現年度分については、同程度に推移しており出納閉鎖時までには達成したい。 滞納繰越分については、催告、面談等を行い対応しているが、収納は厳しい状況である。市有地貸付については、軍用地接收に伴うものや疎開先からの引き上げ者等に住宅地を貸し付けたものが多数で、賃借人の高齢化・病気等による外部要因が強く、収納が厳し面がある。 ・滞納繰越分については、達成がかなり困難である。引き続き納付相談、連帯保証人への交渉を行っていくが、現年度も含めたトータル的な目標に修正することも検討する必要がある。
総務部 管財課	3	59	市有地の売却促進	売却目標：3,000 万円	①売却予定地評価のため、財産評価委員会を年 4 回開催する。 ②賃貸借相談時に、賃借地の売却を促す。 ③賃借地以外の売却可能な土地について、2 から 3 件程度まとまった段階で公売を行う。	達成	・財産評価委員会 5 月・8 月・11 月開催し第 4 回目を 2 月に予定。売却実績は、売却件数 19 件、金額 1 億 7,118 万円となる予定である。（内 2 件については、公売によるもの） ・賃借地については、引き続き、賃料等相談時売却を含めた話を進め、目標額 3,000 万円を維持していく。
総務部 法制契 約課	1	56	「プロポーザル方式による随意契約」のあり方についての検討部会の開催	8 月までに、第 1 回の「プロポーザル方式による随意契約」のあり方についての検討部会を開催し、現状及び課題を抽出し、その改善策を検討する。	・5 月 スケジュール作成 ・6 月 部会員の推薦 ・7 月 開催要綱の策定 ・8 月 部会の開催(以降、必要に応じて部会を開催)	達成	・12 月までに 2 回の部会を開催した。 次回以降の部会において改善策を検討し、改善策がまとまり次第副部長で構成する契約事務適正化検討委員会へ報告する。 ・引き続き、部会の意見集約を行い、改善策の検討を行う。
総務部 法制契 約課	2	56	落札制限の見直し	落札制限の見直し案を入札制度等検討委員会に提案する。	①関係団体や建設関連業界から意見聴取を行い、落札制限の一部撤廃等について 1 2 月までに方向性を定める。 ②落札制限の案を 2 月中に作成する。	達成	・12 月に業者アンケートを実施。 ・アンケート結果を踏まえ、落札制限の見直しの是非について入札制度検討委員会へ付議。 ・総合評価における落札制限の一部改正を実施。

					③年度内に入札制度等検討委員会に提案する。		
総務部 法制契 約課	3	58	那覇市行政手続条例の改正	12月那覇市議会定例会までに条例改正案を提案する。	改正スケジュールの作成、業務の進行管理	達成	・当初は12月議会への提案予定であったが、調整に時間を要したため、2月議会へ提案した。 ・平成31年4月1日施行。
総務部 法制契 約課	4	58	入札参加資格者の早期公表	平成31年度・32年度の登録の受付、審査を行い、平成31年4月1日に合格通知書の発送及び公表を行う。	①建設工事等に係る入札参加資格者の定期登録を12月に実施する。 ②2月中に審査を実施する。 ③3月中に建設業者格付等審査委員会に付議する。 ④4月1日に合格通知書の発送及び公表	達成	・当初の予定通り4月1日に合格通知書の発送及び公表を実施。
総務部 法制契 約課	5	58	平成31年度発注見通しの早期公表	平成31年度の建設工事等の発注見通しを平成31年4月1日に公表する。	①平成31年度の執行計画について、各事業主管課に対し2月中旬までの提出を求める。 ②3月下旬までに建設工事等指名業者A選定委員会を開催し、一般競争入札等の案件を決定する。 ③4月1日に平成31年度の発注見通しを公表	達成	・当初の予定通り4月1日に平成31年度の発注見通しの公表を実施。
総務部 法制契 約課	6	58	公契約条例の制定について	2月議会に条例案を上程する。	①条例案を作成し、外部団体との意見交換を2回程度行なう。 ②有識者会議を2～3回程度開催する。 ③2月議会上程	未達成	・有識者で構成する公契約条例検討審議会（3回開催）において多様な意見や提案があったことから、引き続き審議を重ねる必要があり、次年度以降の継続目標とする。 ・次年度は審議会を適宜開催し、外部委員の意見を踏まえた条例案の作成に向け、庁内委員会及び関係各部署との調整を進めていく。 ・パブリックコメントを実施し、平成31年度内の条例制定を目指す。
総務部 防災危 機管理 課	1	56	危機管理体制の強化	危機管理体制の機能強化を図るため、年度内に2回以上の訓練を実施する。	上半期に初動対応訓練の実施、下半期に実動訓練の実施	達成	・国民保護に係る実動訓練1回、図上訓練2回実施 ・次年度も引き続き危機管理体制の強化を図る。
総務部 防災危 機管理 課	2	56	広域総合防災訓練の実施	広域大規模災害が発生した想定で、本市を主会場とする総合防災訓練を実施する。	沖縄県、消防局など各関係機関と連携し、訓練に係わる調整及び計画を行う。	達成	・平成30年9月に奥武山公園を主会場に、市民、防災関係機関も参加し、総合防災訓練を実施 ・次年度も引き続き、実施予定
総務部 防災危 機管理 課	3	56	民間事業所等との災害応援協定の締結に向けた取り組み	第5次総合計画での中間目標値（180事業所）を達成するため、今年度は5事業所との締結に向け取り組む	①事業所の選定 ②協定に関する内容の調整・確認 ③協定の締結	達成	・平成30年度協定締結状況 ①沖縄県立芸術大学（指定避難所） ②レオパレス21（一時住居提供） ③旭橋都市再開発（一時津波避難ビル） ④マルト産業（一時津波避難ビル） ⑤JA 沖縄本社ビル（一時津波避難ビル） ・次年度も引き続き、協定締結に向け取り組む。

総務部 防災危機管理課	4	58	津波災害警戒区域の市民への周知	新たに指定された「津波災害警戒区域」のハザードマップを作成し、市民への配布を実施する。	マップ製作事業所との業務委託契約を行う。	達成	・ハザードマップ作成完了、年度内に対象地域へポスティングを実施 ・次年度も引き続き、実施予定
総務部 防災危機管理課	5	58	防災講話等の実施	地域の防災力の向上を図る目的で、年間 15 件を目標に防災講話等を実施する。	防災講話等の実施について、各種広報媒体を活用し、市民へ周知する。	達成	・平成 30 年度 2 月現在、35 件の防災講話等を実施 ・次年度も引き続き、実施して行く。
企画財務部 企画調整課	1	56	新定員管理方針（H30～34）に沿った組織再編及び定数管理（旧 AP 有）	・5 月～7 月：管理運営方針作成 ・9 月：課内査定 ・10 月：部長査定⇒二役査定 ・職員採用資料作成 ・組織・定員再配置計画庁議報告等 ・新定員管理方針に沿った増員を行う。	・H31 管理運営方針の庁議承認 ・実計査定との一体的取り組みで関係各部、各課の要求書を確認し、ヒヤリングを行い査定する。	達成	・こどもみらい部での新課の設置や年度後半に出た消費増税対応のためのプレミアム商品券事業対応等など想定していなかった事例もあったが、数度の調整をへて新定員管理方針に沿った増員内容で決着することが出来た。 ・平成 32 年度からの会計年度職員制度導入を踏まえ、職員定数目標の見直しを含め職員定数充足のあり方を検討する。
企画財務部 企画調整課	2	56	業務外部委託の推進（旧 AP 有）	・委託 10 年計画のローリング調整後の平成 30 年度目標の達成	ヒアリングや協議・調整、関係課長会議等をとおして確認・支援を行う。	達成	・委託 10 年計画についてはスムーズに目標達成した。現業の方針変更については、担当課からの資料提供が遅れていたが、1 月に提出があり年度内での調整による完了するめどが立ったので目標達成と判断する。 ・平成 30 年度に入り民間及び公務に置ける人手不足が大きな課題となっている。今後、民間賃金の上昇も想定されることから業務外部委託の推進の方針についても検討を要す。
企画財務部 企画調整課	3	58	総合的な行政経営システムの構築	・新目標管理システムの職員への周知と実施 ・実施結果についての検証	平成 30 年度から行う組織目標と AP 統合について検証を行い、総合的な行政経営システムの構築に向け研究・検討を行う。	達成	・第 5 次総計とリンクした新目標管理システムを策定周知し実施することが出来た。実施結果の検証は年度末にかけて行うことになるが業務の進行状況から達成と判断する。 ・新目標管理システム（一部統合システム運用）に関しては周知・実施は完了したので実施結果の検証と分析を行い総合的な行政経営システムの構築に向け研究・検討を行っていく。
企画財務部 企画調整課	4	59	H31 年度実施計画の策定	・5 月～6 月：H31 方針策定 ・6 月：実計入力開始 ・7 月：事業課ヒアリング ・8 月：部長査定 ・10 月：二役査定 ・H31 実計査定後、第 5	実施計画要求について第 5 次総計と組織目標管理との関係を確認、新中期財政運営方針及び同方針に基づく次年度以降の財政状況を勘案した上で、費用対効果、市民サービスへの影響、事業課の内部努力、事務改善に注視し事業査定を行う。	達成	・本年度は、第 5 次総計及び中期財政方針を反映させる初めての実施計画の策定となり、新たな検討課題は複数あり調整にも時間を要したが期間内に達成することが出来た。 ・税収は増額となるものの交付税等の減から、活用できる財源は厳しい。実施計画の査定においては、第 5 次総計との関係、事業効果の検討等を踏まえ今後も厳しく査定していく。

				次総計の施策別集計表を作成する。			
企画財務部 企画調整課	5	59	沖縄振興特別推進交付金事業の効果的な活用と総括	- 各部局の執行状況に留意しながら、着実な事業執行に取り組む。 - 不用額の前年度分以上の縮減	国県との調整窓口として調整機能を高めるとともに、厳しい財政状況に留意しながら一括交付金の事業査定をとおして、当該交付金の有効活用を図る。	達成	- 本年度、沖縄振興特別推進交付金総額が大幅な減額となり、交付金事業の調整や不用額調整に苦労したが、不用額の前年度分以上の縮減を達成した。 - 平成 31 年度一括交付金総額が削減されたことから、さらに効果的活用を図る。また平成 32 年度に向け一括交付金の増額を求める国への働きかけを強める。
企画財務部 企画調整課	6	59	中期財政運営方針（2020～2024）の策定（旧 AP 有）	今後5年間の財政の見通しを策定し、あわせて実施計画、組織編制及び新年度予算編成の指針となるように策定する。（H31～H35）	・H30 年度は新しい中期財政運営方針の試行期間と位置付け、企画調整課内の検討機会を通じて、実施計画や組織編制に反映させていくための必要条件の確認を行う。	達成	- 前年度分より詳細の分析を行い、実施計画策定などへの反映も行った。 - 今後の財政状況について時点ごとに詳細な分析を継続して行い、市職員の財政状況に関する共通認識を深め、予算要求や実施計画における事業査定に反映させていく。
企画財務部 企画調整課	7	59	指定管理者制度の活用支援（旧 AP 有）	- 円滑な指定管理制度の導入・運用のための事業課への支援 - 指定管理方針方針の改定の必要性について整理する。	- 指定管理者制度について、導入検討・運用をおこなっている事業課に必要な支援を行う。 - 指定管理者制度活用している事業課へアンケート調査を行う。	達成	例年どおり指定管理制度の導入・運用のための事業課への支援行い、指定管理制度の導入課へのアンケート調査を実施した。調査結果の分析等は年度末にかけて行うが業務の進捗状況から達成と判断する。
企画財務部 企画調整課	8	59	ファシリティマネジメント推進（旧 AP 有）	ファシリティマネジメント審査の運営を通じて施設総量を前年度よりも少なくなることを目指す。	- ファシリティマネジメント審査の実施（特に学校施設と市営住宅の総量縮減の定着を図る） - 年度の審査結果（総括）の庁内・HP 公表（年度明け 4 月頃）	達成	- ファシリティマネジメント審査の運営を通じて施設総量の前年度から縮減できた。 - 経営改革本部会運営を通じて継続的に本市施設総量の縮減につとめる。
企画財務部 財政課	1	56	予算決算規則の見直しを行う。	- 関係部署とも調整のうえ、実務と齟齬がある部分も含め、予算決算規則を見直し、より適正な形に改める。 - 副部長会議に規則改正を提案する。	5 月～8 月 関係部署との調整、他都市の規則の研究 9 月～10 月 法規 G との調整 10 月 例規審議会に付議 11 月 副部長会議に規則改正を提案	達成	- 概ね予定通りのスケジュールで、規則改正を行うことができた。 - 全庁的に適正な予算執行の一助となるよう、マニュアル等の整備を行う。
企画財務部 財政課	2	58	統一的な基準による財務書類を作成する。（新公会計制度）	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知）に示された財務書類を、平成 28 年度決算分、平成 29 年度決算分を作成、HP 等で公表する。	1 平成 28 年度決算分 ・8 月までに HP 等で公表 2 平成 29 年度決算分 ・12 月までに、一般会計等分財務書類を作成 ・1 月までに、他会計担当者、一部事務組合等から資料を入手 ・3 月までに、全体財務書類を作成 ・3 月までに、連結財務書類を作成 ・3 月までに、HP 等で公表	達成	- 平成 28 年度決算分について、那覇・南風原環境施設組合及び南部広域市町村圏事務組合の財務書類未整備のため、やむなく両組合を除き、財務書類を作成、公表した。 - 平成 29 年度分についても、上記両団体からの財務書類が未整備のため、やむなく両組合を除き、3 月までに作成、HP 等で公表予定。 - 上記両組合から書類が提出され次第、連結対象に合算し、作成、公表の予定。 - 左記両組合について、財務書類整備の重要性を認識してもらい、早急に書類を提出するよう、働き掛ける。

企画財務部 財政課	3	59	平成31年度当初予算及び補正予算の調製は、効率的で効果のある事業となるよう事業課と連携して予算を調製する。	・【当初】厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を図り、予算編成方針に即した議案（予算案）を提出する。 ・【補正】厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を図り、作業計画に即して議案（補正予算案）を提出する。	・当初、補正予算とも、ヒアリングを通して忌憚なく調整し、内部努力・事務改善することで市民サービスに影響がない経費を抑制する。 ・「選択と集中」、「費用対効果」を念頭に歳出の抑制を図る。 【当初】(1)10月：予算編成方針等を各部局へ通知 (2)11月：各部局から予算見積書の提出 (3)12月～1月：ヒアリング、査定 (4)2月：予算案を議会へ提出 【補正】(1)各部局へ予算見積書の提出通知 (2)(1)の1週間後：各部局から予算見積書の提出 (3)(2)の2週間後：ヒアリング、査定 (4)(3)の3週間後：補正予算案を議会へ提出	達成	・当初予算について、こども政策分野、経済振興政策の充実のほか、老朽化した公共施設の更新や健康分野の充実、国保への政策的繰り出しなど、諸課題に的確に対処し、概ね予算編成方針に即した議案を提出することができた。 ・補正予算についても、当初予算と同様、厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を図り、議案を提出することができた。 ・今年度同様に取り組んでいく。
企画財務部 財政課	4	59	市債発行額及び残高の圧縮に努める。	・普通交付税算定時に算出される、臨時財政対策債の発行可能額の95%以内を借り入れる。 ・臨財債以外の起債は、償還額以内の借り入れ額とする。	・経営戦略室が策定の「中期財政運営方針」との整合性に留意する。 ・臨財債以外の起債について、借り入れ（現年度分は出納閉鎖期間、繰越分は3月）の前までに、償還時の償還年限、据置期間等も勘案し、残高圧縮の方策を検討する。	達成	・臨時財政対策債について、借入額を発行可能額の95%にとどめた。 ・臨財債以外の起債については、現時点で、借入額は確定していないが、例年の繰り越し率を勘案して試算したところ、償還額以内の借入額となる見込みである。 ・今年度同様に取り組んでいく。
企画財務部 情報政策課	1	56	情報セキュリティの強化	新採用職員（前期）研修（4月）、新任グループ長研修（6月）、指名研修（9月）、標的型攻撃訓練（12月まで）を実施する。	新規採用職員（4月）、新任グループ長（6月）、指名職員（9月）、各課での課内研修等により、広くセキュリティに関する研修を実施するとともに、標的型攻撃訓練などを不定期に実施することにより緊急時対応体制を構築する。	達成	・人的セキュリティ対策の一環として、職員研修を実施。昨年度に引き続き標的型攻撃訓練を実施したところ、怪しいメールの開封率が16.35%と前年度より3.85ポイント改善した。また、情報セキュリティポリシーの改定を年度末までに実施した。 ・セキュリティポリシー改定に合わせ、実施手順の見直しを行うとともに全職員への周知を行う。
企画財務部 情報政策課	2	58	オンラインで利用できる行政サービスの利用促進、拡大	オンラインで手続きを行った件数の割合26%を目標とする。	システムの停止が起こらないよう、障害発生の防止などに努め、安定したサービスを提供できるようにする。また、オンライン化することにより、市民の利便性向上や業務負担の軽減に繋がる手続き等についての調査を実施する。	達成	・メンテナンス時以外のシステム停止がないよう安定的な運用を実施した。新たな行政サービスのオンライン化について各課へ調査を実施したが、希望はなかった。マイナンバーカードの交付数が少しずつ増加していることから、オンラインで手続きを行った件数の割合26%について目標を達成した。 ・マイナポータルを使った新たなサービスやマイナンバーカードの多目的利用について検討する。
企画財務部	1	56	税務証明窓口業務に係る市民サービスの向上	より迅速かつ正確な市民サービス提供に向け	次の通り研修計画し実施する。 5月 市民税課税務証明グループ転入職	達成	・5月から7月の期間に新規配属職員（市民税課・資産税課・納税課・三支所）を対象に証明窓口研修を実施。受講

市民税課				て、窓口研修の充実化を図るため、アンケート調査を行い、理解度7割以上を目標とする。また、昨年度、改訂した「税務証明のてびき」をベースに、上記、研修での理解度の低い点や改善点等の回答(研修結果)を基に、各種証明書発行マニュアルを来年1月末までに整備する。	員・三支所税務証明担当新人非常勤職員向け研修(受付・税務証明全般発行研修) 5月 市民税課転入職員向け 屋窓研修(受付・所得証明発行研修) 7月 納税課転入職員向け 屋窓研修(受付・納税証明発行研修)		者へ理解度を計るためアンケートを実施したところ、受講者33人中回答者21人(63.6%)、研修の理解度は平均して83.3%と7割を超え目標を達成した。 また、各種証明発行マニュアルの内容見直しについては、整備を終え、次年度から活用する手筈である。 ・市民サービス向上に向けた取組の一環として迅速かつ正確な窓口サービスに向け、H29.30年度業務改善に取り組んできた結果、ほぼ目標は達成した。 次年度以降は、マイナンバー普及に向けた取組を強化する。具体的には、窓口においてチラシを配付し、コンビニに交付の利便性及びe-taxの推進を図る。なお、指標については、コンビニでの税務証明発行枚数を前年度上回ることとする予定。
企画財務部 市民税課	2	57	電子申告等の勧奨推進	法人市民税の電子申告件数比率(前年度実績62%)を上回る。 給与支払報告書の電子申告による提出事業所割合(前年度比率24.97%)を上回る。	事業所への申告書送付時への電子申告のチラシ同封をはじめ、市税のしおり、ホームページ等で勧奨に努めるとともに、関係団体(各税務関係協議会等)との協力・連携により、電子申告の推進を働きかける。	達成	・【法人市民税】12月末現在13,094件の申告件数のうち、電子申告は8,668件(66.2%)。前年度実績との比較において4.4%上回り目標を達成した。 ・【個人住民税】給与支払報告書の電子申告による提出事業所割合については、3月19日現在31.50%となっており、前年度実績との比較において6.53%上回り目標を達成した。 ・国、県との連携のもと、推進していくとともに、市独自でも効果的な周知広報を行うことで、対前年度を上回る取組を行っていく。
企画財務部 市民税課	3	58	個人住民税の特別徴収の推進	特別徴収義務者を前年度実績より300事業所増やす。	沖縄県と協力推進し、源泉徴収している事業所で特徴の未実施事業所に対して特別徴収の推進を図る。	達成	・H30.7.1時点で特別徴収義務者は前年度比345事業所増(計13,854事業所)となった。 ・平成29年度特別徴収義務者の一斉指定(義務化)を行ってきており、周知広報も浸透してきたことにより、次年度より項目を削除する。 新たな取組として、RPA導入を掲げる予定。
企画財務部 市民税課	4	59	個人住民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、5000万円以上の調定額アップを図る。	税務署で資料(法定調書等)収集し、重複扶養者や所得超過者などを確認し適正な課税を行う。 課税客体の掘り起こしの一環として、申告書発送にかかる抽出条件等の見直しを行い、未申告者の縮減化を図る。	達成	・12月末時点で重複扶養に係る課税増22,292,400円、法定調書に係る課税増30,578,600円、合計52,871,000円調定額アップを行った。 未申告者の捕捉については、平成30年10月に、九州中核市等へ処理方法の調査を行い、今年度から効率化を図るため、国保課の発送条件の見直しを促し、発送対象の選定を行った。(未申告者と申告不要者の仕分け) ・引き続き、重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、5000万円以上の調定額アップを図る。 未申告者の縮減化に向けては、給報を提出すべきであるが提出していない事業所を掌握し、発送対象の内、被扶養者

							でもなく、所得情報がない対象者等については7月以降に申告勧奨文書の送付を行うことで縮減化を図る予定。
企画財務部 市民税課	5	59	法人市民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	未申告事業所を把握し、調査及び申告勧奨を行い、500万円以上の調定額(決定・更正による課税処分)アップを図る。	税務署で資料(申告書等)収集を適宜行うほか、申告書発送リストより申告期限を1月以上経過した未申告法人に対し、平成30年度においては5月から申告勧奨通知を毎月発送する。	達成	- 申告勧奨通知については12月末までに505件発送。8月発送分までの検証を終えており、累計で326件発送のうち36件(11%)の申告があり、調定額は427万円の増額となった。 - また、11月末時点における調査課税(決定・更正)等による調定増額分が244万円で、申告勧奨分と合わせて671万円となっており、500万円以上の目標を達成した。 - 今年度同様、税務署との連携並びに勧奨通知を発送することで、500万以上の調定額アップを図る。
企画財務部 市民税課	6	59	軽自動車税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	「課税保留」の全件調査を行い、課税権の有無を明確に区分し、累積課税保留件数を500件以下に減らす。	原因別の課税権有無の判断基準や効率的・効果的な調査方法等、マニュアルの一部見直し(整備)を図り、適正課税を推進する。	達成	1月時点の累積課税保留件数534件のうち職権抹消対象分166件を処理し500件以下の目標を達成。課税保留にかかる事務については、例年1月から開始しているが、3月繁忙期に入り対応が難しくなること、納税者にとっては納期が短くなること、徴収率にも影響することとなるため、次年度は前倒して開始できるようスケジュール調整を検討する。 - 今年度同様、課税保留件数を500件以下に減らし、適正課税を推進する。
企画財務部 資産税課	1	56	課内研修を行い技術力のアップを図る	資産税課業務について概ね理解し、現状と課題を認識する。 担当業務に当たっては、9月までに対市民、調査等に対して単独で対応できるようにする。	4月中旬までに新任異動者へ下記の研修を行う。 - 地方税と固定資産税について - 窓口業務、異動処理 - 土地の評価及び課税 - 家屋の評価及び課税 - 償却資産の評価及び課税 - 事業所税の課税 研修後は現場にて、ペア職員から技術の習得を教授	達成	4月中旬までに新任異動者への課内研修を完了。6月に資産評価システムセンター主催の固定資産税事務研修会、7月には部内研修が実施された。土地G、家屋Gにおいてはペア職員から現場実施にて技術を教授してもらい、習得度を確認。 - 職員の評価技法の情報共有を図り、力量アップに繋げるようにする。 - 新基幹系システムを見据えたマニュアル等の見直しに掛かる。
企画財務部 資産税課	2	59	土地に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	市内の土地のうち全体(非課税団体所有土地、公道、墓地等を除く)の概ね7～10%程度を目途に調査を実施する。	年次毎の調査計画を作成し、調査を実施する。課税台帳、地理情報システムを活用して、調査対象筆の絞り込みや進捗管理を行うなど効率的に調査するよう努め、決裁処理についても簡易にできるよう検討する。 課内他グループとの情報共有、関係課との連携を強化する。	達成	- 今年度より全筆調査の処理方法の見直しを行ったことにより、目標である7%の調査を終了した。見直した内容 ○調査についてはインターネット端末による航空写真等の活用 ○月2回進捗管理会議を開催 ○週1回評価に疑義のある土地についての調整会議を開催 ○進捗管理表による管理 ○処理が速い職員が進捗が遅れている職員のサポート - 今年度は税額更正特別事業という特別な事業が入り、達成が危ぶまれたが、どうにか最低限の達成はできた。

							次年度以降は GIS システムの機能が利用できるか検証し、達成率 10%程度を目指したい。
企画財務部 資産税課	3	59	家屋に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	12 月までに 非課税家屋等の把握 滅失家屋の把握 増築家屋の把握 をし、1 月までにその調査を終えるシステムへの入力をする。	GIS を活用し、滅失家屋を早期発見する。 課内他 G との情報共有及び連携を図る。 また、他課の情報を活用する。 非課税家屋等の現況を確認し適宜対応する。 課内及び G 内研修等行い、G 員の力量アップを図る。	達成	- 一定の職員の業務を調整し、GIS で滅失家屋の発見に努め他課からの情報も積極的に活用した結果、概ね市内全域の調査を終了した。非課税家屋については他課や所有権移転の定期的に更新された情報を基に事業所に適宜確認をとり処理した。職員の力量アップは互いに評価のチェックや評価等についての情報共有の結果力量アップとなった。 - H31 年度より GIS のマッチング機能で滅失家屋等の把握が出来る予定であるので、今年度よりより精度が高くなると思われる。また、非課税家屋の把握については、他課だけでは無く沖縄県、ネットの情報も活用し適正課税に努める。
企画財務部 資産税課	4	59	償却資産に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	税務署資料調査の実施により、未申告者及び申告漏れとなっている課税客体の掘り起こし件数を 350 件以上とする。 不申告となっている者に対して、調査による課税を 20 件実施する。	5 月～12 月にかけて北那覇税務署に臨場し、課税資料の閲覧及び複写を実施、その後内容精査の上申告催告を実施する。 - 前年度より引き続き申告催告しているが未申告の者に対し、調査課税を実施する。 - 申告漏れ・申告誤りの見逃しが無いよう、事務処理マニュアルを整備する。	達成	- 北那覇税務署に臨場し、複写した資料を基に申告勧奨を 373 件実施、そのうち 41 件は不申告により調査課税を実施した。 - 事務処理マニュアルは今年度中には完成見込。 - 那覇税務署に臨場し、申告勧奨を 500 件実施する。 - 調査課税は 40 件実施する。
企画財務部 資産税課	5	59	事業所税に係る新規事業所の掘り起こしと適正課税の実施	新規課税対象事業所の掘り起こしと未申告事業所の把握を行い、適正課税を実施する。 前年度比で 1500 万円の課税増を目指す。	家屋課税データや償却資産データ、市民税データ等を活用し、既存事業所からも事業所税対象の掘り起こしを図る。 適正課税の実施のために、非課税基準等の整備を行う。	達成	- H29.12 月末と H30.12 月末の調定額を比較すると、約 1800 万円の増額となっている。 - 未申告事業所を捕捉し、前年度比で 2000 万円の課税増を目指す。
企画財務部 資産税課	6	59	納税通知書返戻処理の強化と死亡者課税の適正化	差し戻し（返戻）となった納税通知書のうち、送付先が特定できず、課税を保留する件数を 100 件以下に抑える。	差し戻し（返戻）の原因を確認し、納税者の新住所、所在について、親族等への電話調査、土地家屋の現地調査、戸籍謄本や住民票による調査、相続人調査を行い、新たな送付先を把握し、送達を行う。	達成	- 返戻郵便物の仕分け（死亡者分とそれ以外）作業と相続人調査の戸籍・住民票等資料収集を分担してきた結果、新たな送付先の把握が進み保留件数の縮小がなされた。 - また、相続税法 58 条通知のデータを利用して資産を保有している死亡者を把握、相続人調査を基に次年度に向けての案内文を送付することで届出の促進を図り、返戻にならないよう措置した。 (返戻数 約 700 件 内 43 件送付先不明及び相続人なし) - 安定した財政確保をめざし、課税保留件数や死亡者課税を減らし 1000 万以上の調定増を確保する。
企画財務部 資産税課	7	59	軍用地等の固定資産税にかかる確定判決を受けた支出事務の遂行	12 月補正予算までに支出にかかる予算を計上し、2 月中旬までに対象者への通知など返還作業	- 所有者を確定し、対象者へ返還金の通知をする。 - 通知が返戻になったものに対して、住所異動、相続の有無等を調査し、再度通	達成	12 月補正予算で予算を確保。12 月末までに返還金対象者の確定、発送準備作業を行い平成 31 年 1 月 7 日に発送した。口座振込の依頼を受けたものは順次、基幹システムへ口座情報を入力し、ある程度取りまとめて指定口座へ

				に着手する。	知する。 ・遅延損害金が250万円/月発生することに鑑み、各種作業を可能な限り速やかに行う。		振り込む。 ・口座振込の依頼が無かった者へは、口座振込依頼の提出を求める通知を出す。
企画財務部 納税課	1	56	徴収に関する職員研修の充実・強化	徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため納税課全体で年度末までに12種類以上の研修を受講させる。	研修計画書を作成し、職員の参加人数を記録する。	達成	・現時点で12種類以上の研修を受講済みとなっている。 達成済み。 ・徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため納税課全体で年度末までに13種類以上の研修メニューを受講できる機会を確保する。
企画財務部 納税課	2	58	ペイジー口座振替受付システムを稼働させる。	平成31年3月までにペイジー口座振替受付システムを稼働させる。	稼働スケジュールを作成し、それに基づき進行管理対策を徹底する。	達成	・1月時点で既に稼働済。 ・令和2年3月までにペイジー口座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間100件以上を目指す。
企画財務部 納税課	3	59	収納率の向上	平成30年度の全体収納率を98.0%以上、475億円（当初予算額）以上の市税収入を目指す。	平成30年度滞納整理執行計画を作成し、それに基づき進行管理対策を徹底する。	達成	・昨年度と同程度の水準で推移し、結果、収納率98.2%、市税収入488億円以上となり、目標を達成した。 ・平成31年度の全体収納率を98.0%以上、494億円（当初予算額）以上の市税収入を目指す。
企画財務部 納税課	4	59	市税の賦課徴収の根拠となる市税条例等を常に適正な状態にする。	税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。	税条例及び規則に関する法律等の改正の情報を早期に収集し、担当課と課題の有無を確認・検討・調整を行いながら条例等の改正を行う。	達成	・平成29年度の市税条例改正は完了済み。 ・税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。
企画財務部 納税課	5	59	移管分国民健康保険税の滞納額圧縮	国民健康保険課より移管された滞納繰越分国民健康保険税から、収入額4,900万円以上（収納率28%以上）と執行停止額2,700万円、総額7,600万円以上の滞納額圧縮を目指す。	国保資格喪失者等の滞納繰越分調定額の圧縮を行う。滞納整理執行計画を策定し、滞納処分重視により徴収を実施と財産無し滞納者の執行停止処理促進をしていく。	達成	・昨年度と同程度の水準で推移し、総額7,800万円以上圧縮し、目標を達成した。 ・国民健康保険課より移管予告書を送付された国民健康保険税の調定額に対する収納率33%以上の確保と執行停止額1,600万円以上の滞納額圧縮を目指す。
市民文化 部 市民生活安全課	1	56	特定個人情報に関する監査・研修・内部点検等の実施	4月研修実施 5月監査実施 4月～6月の期間に各課で内部点検を実施、報告させる。	監査の合同実施についてISO9001事務局、ISO14001事務局と調整、実施する。	達成	・ISO事務局との連携がスムーズで監査及び管理責任者研修が達成できた。 ・見直し策を具体化するため、那覇市特定個人情報等の管理要綱を改正し、それに基づく監査を計画実施する。
市民文化 部 市民生活安全課	2	57	電子相談システムの再構築	10月末までに電子相談システムの再構築を終了する。	作業の進捗管理を行う。 4月 事業者公募 5月中旬 事業者選定 5月下旬～10月再構築 10月 試用期間 11月1日 システム本格稼働	達成	・10月末までに電子相談システムの再構築を終了し、11月1日から同システムの本格稼働を実施した。 ・再構築した電子システムの維持管理に努める。
市民文	3	58	犯罪のない安全安心な	市内で保安灯を維持管理	自治会定例会における説明をはじめ、自	達成	・電気料補助申請228団体に補助金交付決定。

化部 市民生活安全課			まちづくり活動の推進	している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数を 203 団体とする。	治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ事業の周知を図る		・自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。
市民文化 市民生活安全課	4	58	交通事故防止運動の推進	交通指導員が 2 名以上配置されている小学校区数を 25 校区とする。	学校、自治会定例会における活動の説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ事業の周知を図る	達成	・交通指導員 2 名以上配置が 27 校区となった。また、本庁欠員解消した。 ・学校、自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。
市民文化 ハイサイ市民課	1	56	【本庁】窓口の民間委託の契約及び検証継続	・プロポーザル方式による委託事業所の選定及び契約の実施 ・仕様書記載のサービス水準(4 項目)を達成しているか検証する。 ・審査返却率 4 %未満 ・市民満足度 93 %以上の維持 ・職員満足度 70 %以上 ・改善提案件数年間 8 件以上	・委託業者への業務マニュアルの周知徹底 ・委託業者との定例会議における実績報告 ・市民・職員満足度調査の実施	達成	・平成 30 年 6 月 11 日 公募 平成 30 年 7 月 20 日 プレゼンテーション及び審査を実施し委託事業所を選定する。 ○定例会議 毎月実施 ○審査返却率 毎月 4 %未満達成 ○市民満足度 本庁、三支所共に 93 %以上 ○職員満足度 91.9 % ○改善提案件数 15 件 (2 月末現在) ・引き続き安定した市民サービスに努める。 市民満足度 93%の維持。
市民文化 ハイサイ市民課	2	58	【全体共通】さわやか窓口対応、市民満足度 93 %以上の維持	・市民満足度の目標を前年度の水準を維持する	〔全体共通〕 ・アンケート調査により、市民満足度を測定する。 ・アンケート調査の時期や対面方式等も取り入れながら実施方法について工夫する。 ・総合窓口研修等を実施する。 ・支所窓口業務体験研修の実施	達成	・平成 30 年度 ハイサイ市民課市民満足度 95.7 % 窓口対応の満足度は 97.6 % 三支所も目標の 93 %以上を維持することが出来た。 ・引き続きアンケート調査を実施する。
市民文化 ハイサイ市民課	3	58	【本庁】マイナンバーカードの申請件数を上げる	・マイナンバーカードの申請件数 47,000 件以上	・市民及び職員への周知・広報活動の実施 ・国や J-LIS (地方公共団体情報システム機構) 先進都市等からの情報収集 ・関係部署との連携・調整 ・課内勉強会等の実施	達成	・平成 31 年 3 月末現在 マイナンバーカード 申請件数(累計) 49,465 件 交付件数(累計) 36,739 件 ・マイナンバーカードの取得促進のため窓口申請補助や市職員等を対象に出張申請補助を実施する
市民文化 文化振興課	1	56	新文化振興基本計画の調査研究	次年度に新たな文化振興基本計画が策定するための調査研究資料をそろえる。	・何が最低限必要なのか調査項目を精査して仕様書を作成し、提案型プロポーザル方式により受注者を選定し人材育成に関しては OJT を活用する	達成	・提案型プロポーザルによる業者も選定でき、調査研究・識者からの意見聴取とうもできた。また庁内において「ゆんたく会議」を行い情報を収取り、基本計画の骨子案までできた。 ・今年度の資料を基に振興計画・基本条例を策定していく。
市民文化 市民文化課	2	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容とすると	未達成	・組踊公演について、提案型プロポーザル方式により受注者を決定し、組踊公演・展示会・子供たちを対象としたワ

文化振興課			(組踊り)	し、多くの市民が芸能文化に触れられる公演を行う(組踊り) ・市民文化支援事業においては補助団体をH29年度実績の8団体以上とする。	もに、事前周知、広報等を徹底する等、多くの市民に芸能文化に触れる機会を提供できる工夫を行う。 人材育成に関してはOJTを活用する。 各イベント等ではアンケートを取り、満足度を調査する。		ークショップを実施。多くの市民が伝統芸能に触れる事のできる機会創出を行った。 ・市民文化支援事業について、対象団体の活動自体が停滞するなど補助金活用が厳しい団体もあり、5団体への交付となった。各団体の活動状況等を聞き取り、補助金の活用方法や補助金以外の支援方法等について各団体と連携しながら検討していく。
市民文化 文化振興課	3	58	新文化芸術発信拠点施設(新市民会館)の建設推進	本体工事の発注・仮契約後議会へ上程し本契約。工事進捗管理を行い、工事の進捗8%を目指す。	早期工事開始ができるように、工区の調整・関係課と調整。法制契約課へは工事の発注依頼をする。仮契約後は議会へ早期に上程し本契約後工事を開始する。工事開始後も早期完成に向け、関係者と綿密な調整を図る。	達成	・本体工事8つのうち7つは発注・仮契約後へ9月議会へ上程し本契約ができた。残る1つも遅れはしたが発注・仮契約後2月議会へ上程し本契約ができた。 工事進捗管理を行い工事の進捗も7%を達成。 ・地域の方々とも情報を共有しながら、安全を第一に工事を進める。
市民文化 文化振興課	4	58	パレット市民劇場及び市民ギャラリーの指定管理者更新	パレット市民劇場及び市民ギャラリーの指定管理を選定し契約する	プロポーザル方式による公募を公募・選定を行うが、公募内容(仕様書等)の十分な説明を行う。 文化行政審議会に諮りながら指定管理者を選定し、答申を受け契約する。	達成	・プロポーザル方式による公募をして指定管理予定候補者を選定し、答申を受け5年間の契約を行った。 指定管理者パレットグループ ・あと5年間の指定管理期間で、今よりさらに情報を共有しながら、あり方・利用率(稼働率)アップにつなげていく。
市民文化 文化振興課	5	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る(うちなーぐち講座)	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容にするため受注団体と綿密な調整を行うとともに、事前周知、広報等を徹底する等し、多くの市民が芸能文化に触れられる公演を行う(うちなーぐち講座)	・提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容にするため受注団体と綿密な調整を行うとともに、事前周知、広報等を徹底する等し、多くの市民が芸能文化に触れる機会を提供できる工夫を行う。 各イベント等ではアンケートを取り、満足度を調査する。 人材育成に関してはOJTを活用する。	達成	・うちなーぐち講座と組踊り 両事業とも提案型プロポーザル方式により受注者を決定し、両事業とも公募により集められた子供たちにワークショップを通して(うちなーぐち・組踊り)を学び 成果公演を成功裏に終えた。 ・次年度も引き続き、文化の支援・振興を図る。
市民文化 文化振興課	6	59	市民会館の今後のあり方の検討	保存等を検討するために、企画財務部と連携を図り、年度内に検討委員会を3回開催する。	昨年度立ち上げた検討委員会で様々な視点の意見が出た。今後も様々な視点で議論を行い総合的に判断するため、企画財務部と連携を図り新真和志支所等建設に関する検討委員会の情報を共有して検討。	達成	・年度内に3回の検討委員会ができた。 委員会にも新真和志支所複合施設の情報の共有ができ、保存の方向性もある程度固まってきたと思われます。 ・企画調整課と情報を共有しながら、真和志支所複合施設の建設の進捗をみながら、具体的な保存方法を決める。
市民文化 文化財課	1	56	文化財に関する基礎研修	文化財課に新たに配属された職員への文化財に関する基礎研修の実施	(1)文化財めぐり ・那覇、首里、真和志、小録に分けて実施 (2)歴史博物館、壺屋焼物博物館の視察研修 (3)玉陵、識名園の視察研修	達成	・那覇・首里の文化財視察、4施設の視察を延べ5日間で実施した。 ・研修の実施時期、内容、時間等を検討するとともに、研修終了後にアンケートを実施し、翌年度の研修に活かす。
市民文化 文化部	2	58	市民満足度の向上(那覇市立壺屋焼物博物	来館者満足度 70%以上	アンケートを実施し、来館者の満足度を調査	達成	・来館者アンケートの結果、満足・やや満足の割合が88.8%で、目標を達成した。

文化財課			館)				音声ガイダンス、映像シアターなど壺屋の歴史や文化を学べる環境や学芸員・スタッフのきめ細かな対応等が高い満足度につながった。 ・アンケート回収率を高める取り組みの検討
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	1	56	課内研修、定例課内会議、事業振返会議の実施	4月 課内研修（新人職員対象） 4～3月 定例課内会議（毎月：全職員） 4～3月 業務振り返り会議（随時） （これら情報共有の機会を多く持つことにより、繁忙業務に対し全職員の応援体制が構築される。）	①人事異動職員を対象に課内業務研修を開催し、当課の主要事業の概要や課題等の共通認識を図る。 ②毎月初めに課内会議を開催し、当月における重点業務や課題等の共通認識を図る。 ③各種事業に係るイベントやWS等の終了後、振り返り会議を開催し、課題や改善点等の共有を図り次回に備える。	達成	・①H30.4.11に人事異動職員を対象に、主要事業の概要や課題等の共通認識を図るための課内業務研修を行った。 ②毎月初めに職員が全員参加する課内会議を開催し、当月における重点業務や課題等の共有を図った。 ③各種事業に係るイベントやWS等の終了後、参加職員で振り返り会議を開催し、課題や改善点の共有を図った。 ・①引き続き、人事異動職員を対象に主要事業の概要や課題等の共通認識を図るための課内研修を行う。 ②毎月始めに課内会議を開催し、当月における重点業務や課題等の共通認識を図る。課内会議について、職員全員の参加は負担が大きいため、課内会議の在り方を検討し、必要であれば改める。 ③引き続き、各種事業に係るイベントやWS等の終了後、振り返り会議を開催し、課題や改善点等の共有を図り、次回に備える。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	2	58	校区まちづくり協議会の全校区展開	校区まちづくり協議会または準備会を3校程度公募・選定を行い、その設立支援を行う。	①校区まちづくり協議会及び準備会の公募 ②核となる市民・団体等の発掘及び協議会 設立の機運を高める仕組みづくりの構築 ③協議会または準備会の選定 ④校区まちづくり協議会カルテの有効活用（人材発掘等） ⑤那覇市協働によるまちづくり推進協議会（協働大使）、協働大学院との連携した設立支援 ⑥協議会設立後における人的・財政的支援	達成	・平成30年度においては、3校区を対象に公募を行ったところ、複数の応募があり、協議会が2校区、準備会が2校区設立された。そのほか12校区から関心を示されており、調整のついた校区から順次、地域に入り事業説明等を実施した。 設立された協議会・準備会については、担当職員を配置し、人的・財政的支援を行った。 ・平成31年度も引き続き公募を行い、校区まちづくり協議会が設立されていない地域の核となる市民・団体等の発掘や機運を高める仕組みづくりを構築していく。また、当該協議会の設立には、地域の合意形成を図るために一定程度の期間が必要となることから、合意形成を図る判断材料となる事業説明等を懇切丁寧に行っていく。
経済観光部 商工農水課	1	56	課題解決能力と意欲を持ち、まちづくりに貢献する人材育成の実施	部内研修会の実施（平成30年5月）	新規採用職員及び異動職員等を対象に経済観光部内研修を実施し、企画立案能力・課題解決能力等の育成に努める。	達成	・5月：新規採用職員及び異動対象職員を対象に経済観光部各課の業務内容説明や関連施設見学なども盛り込んだ部内研修を実施 ・配属初期時に実施することで、部内の大まかな事業概要について把握し、職員同士の交流にもつながるため、次年度以降も継続実施する。
経済観光部	2	58	窓口サービスの向上	部内研修会の実施（平成30年5月）	新規採用職員及び異動職員等を対象に経済観光部内研修を実施し、横断的に部の	達成	・5月：新規採用職員及び異動対象職員を対象に経済観光部各課の業務内容説明や関連施設見学なども盛り込んだ部

商工農 水課					業務を把握することと等により、窓口サ ービス向上に努める。		内研修を実施 ・配属初期時に実施することで、部内の大まかな事業概要 について把握し、職員同士の交流にもつながるため、次年 度以降も継続実施する。
経済観 光部 なはま ち振興 課	1	56	課題解決能力と意欲を 持ち、まちづくりに貢 献する人材育成の実施	部内研修会の実施	新規採用職員及び異動職員等を対象に経 済観光部内研修を実施し、企画立案能 力・課題解決能力等の育成に努める。	達成	・5月：新規採用職員及び異動対象職員を対象に経済観光 部各課の業務内容説明や関連施設見学なども盛り込んだ部 内研修を実施 ・配属初期時に実施することで、部内のおおまかな事業概 要について把握し、職員同士の交流にもつながるため、次 年度以降も継続実施する。
経済観 光部 なはま ち振興 課	2	58	窓口サービスの向上	部内研修会の実施	新規採用職員及び異動職員等を対象に経 済観光部内研修を実施し、横断的に部の 業務を把握することと等により、窓口サ ービス向上に努める。	達成	・5月：新規採用職員及び異動対象職員を対象に経済観光 部各課の業務内容説明や関連施設見学なども盛り込んだ部 内研修を実施 ・配属初期時に実施することで、部内のおおまかな事業概 要について把握し、職員同士の交流にもつながるため、次 年度以降も継続実施する。
経済観 光部 観光課	1	56	課題解決能力と意欲を 持ち、まちづくりに貢 献する人材育成の実施	〇部内研修の実施	新規採用職員及び異動職員等を対象に経 済観光部内研修を実施し、企画立案能 力・課題解決能力等の育成に努める。	達成	・4月：新規採用職員及び異動職員等を対象に経済観光部 各課の業務内容説明や関連施設見学なども盛り込んだ部内 研修を実施。 ・配属初期時に実施することで、部内の大まかな事業概要 について把握し、職員同士の交流にもつながるため、次年 度以降も継続実施する。
経済観 光部 観光課	2	58	「めんそーれ観光振興 条例」に基づく迷惑防 止に関する取り組みの 強化	〇1日2人、午後2時～ 午後9時まで、重点地区 をパトロールする。毎回、 業務日報等の提出を行 う。 〇重点地区における迷惑 行為防止推進協議会及び 作業部会の開催。	めんそーれ那覇市観光振興条例に基づき、 1日2人で違法看板、違法駐車、しつこ い付きまとい等迷惑行為の是正を行う。	達成	・4～3月：重点地区パトロール実施。 12月：緊急作業部会開催。 1月：久茂地3丁目及び松尾1丁目を重点に集中パトロー ルを実施。 2月：第2回作業部会開催 3月：協議会開催 ・違法看板等を撤去するための効果的・具体的な方策につ いて、引き続き関係機関との連携、調整を強化する。
経済観 光部 観光課	3	58	読売巨人軍キャンプ受 入強化及び協力会との 連携強化	〇読売巨人軍春季那覇キ ャンプの継続	4月 三軍交流戦実施 7月 那覇デー実施 8～1月 協力会会員募集 2月 キャンプ実施	達成	・4月：三軍交流戦実施 7月：那覇デー実施 12～1月：協力会会員募集 2月：一軍キャンプ（13～28日）、三軍キャンプ（1～ 11日） ・次年度は那覇キャンプ開催が10回目の節目となる。年 間を通して巨人軍を感じ取れる取組を進めたい。協力会会 員獲得も引き続き強力に取り組む。

経済観光部 観光課	4	58	公衆無線 LAN サービスの次年度以降の方向性の確認	○次年度以降、受託事業者が主体となる Wi-Fi 提供環境を構築する。	これまでの実証事業の成果に基づき、AP 最適化による費用逡減、広告導入による収益確保を実施するなどしてサービスの最適化を図りつつ、沖縄県が推奨する「Be okinawa Free Wi-Fi サービス」との認証連携に取り組む。	達成	・「Be okinawa Free Wi-Fi サービス」との認証連携は困難であったため、接続サポートを行うことで対応。NTT との連携協定を締結。NTT が主体となる Wi-Fi 提供環境を構築。 ・民間による運営 1 年目となる。連携協定に基づく Wi-Fi 環境の提供継続と、更なる事業連携を検討する。
環境部 環境政策課	1	56	沖縄コージェネ協議会における情報収集や意見交換等による職員力の向上	コージェネ協議会での研究内容を伝達する課内勉強会の開催（年度末）	コージェネ協議会（年 2 回予定）及び協議会先進地視察（年 1 回）への参加による高効率エネルギー実例及び可能性研究	未達成	・協議会へは参加したものの、先進地視察は日程調整ができず不参加となるなど、研究内容の把握が十分でなく、課内勉強会実施の見込みがなくなった。 ・引き続きコージェネ協議会に参加し、研究成果の共有をはかっていく。
環境部 環境政策課	2	58	第 2 次環境基本計画に示された「エコライフ」の実践呼びかけによる市民満足度の向上	市民意識調査の「地球環境への配慮（省エネ等のエコライフの推進）」の政策についての市民満足度を、前回調査（54.3%）より上昇させる。	・クールチョイス事業の実施。 ・エコライフサポーターの活用。	未達成	・平成 30 年度市民意識調査中、「省エネを実践し、資源が循環するまちづくり」の政策についての市民満足度は 51.9%で前回より低下した。経済の活性化に伴う消費の拡大傾向に伴い、事業系廃棄物が増加する等の状況があり、市民満足度の上昇に繋がらなかったと思われる。 ・引き続き、クールチョイス事業など地球温暖化への啓発を行い、市民のライフスタイル変革を促していく施策を継続していく。
環境部 クリーン推進課	1	56	事故発生防止の徹底	・車両事故件数を前年度（1 件）以下にする。 ・収集作業中の公務災害をゼロにする。	①毎朝の朝礼、班ミーティングにての確認 ②安全作業マニュアルの徹底 ③班長会議・主任主査会議等での情報共有、協議及び周知 ④安全運転講習会、適正作業演習の開催 ⑤要整備車両の迅速な整備	未達成	・今年度、車両事故は発生していないが、収集作業中に路面上の段差に足を踏み損ねて靱帯断裂による公務災害が 1 件発生。 ・車両事故に関しては目標値内にあるため、今後も、朝礼や班会議を通して注意喚起を行い、公務災害の発生件数を抑えていく。
環境部 クリーン推進課	2	57	粗大ごみ等受付処理システムの再構築	平成 31 年 1 月からの本稼働を目指す	8 月～ 委託業者決定 システム構築、データ移行 12 月～ テスト稼働	達成	・平成 31 年 1 月 21 日から本稼働し順調に稼働している。 ・微調整を行い、より充実したシステムとする。
環境部 クリーン推進課	3	58	アシスト収集事業の充実	対象者への収集時声掛け率を前年度（62%）以上にする。	アシスト収集時の声掛けは、コミュニケーションの広がりや対象者の状況変化の把握、安否確認にも有効であるので、声掛けの必要性の認識がなかったり、遠慮されているなどにより声掛けを不要としている対象者がいないか、関係機関を通して確認する。（平成 29 年度にも声掛け時に異変を察知し、救助につなげた事例がある）	達成	・新規受付時に積極的に声掛けを促したことにより、利用者全体における声掛け利用者が 62.7%に増加した。 ・平成 30 年度新規申し込み者の声掛け率も 65%と好調なため、引き続き、新規受付時に声掛け利用を促していく。
環境部	4	58	不法投棄等陳情・要請	市民からの陳情は年々増	陳情があれば、即座に内容をデータベース	達成	・持ち去りや不法投棄等で調査・調整に日数を要するもの

クリーン推進課			への即対応	加しているが、持ち去りや不法投棄等で調査・調整に日数を要するもの以外の陳情に対しては6日以内の対応を維持する	スに入力し、毎日メール・グループ会議等により、情報を共有するとともに、他の部署につなぐ必要のあるものや未処理案件を把握し迅速な処理を徹底する。		以外の陳情に対しては6日以内に対応している。 ・他の部署につなぐ必要のあるものや未処理案件を把握し迅速な処理を徹底する。
環境部 クリーン推進課	5	59	旧最終処分場浸出水の下水道放流	旧最終処分場からの浸出水の下水道放流の実施	4月～ 配管工事継続実施 調整池汚泥抜き取り工事 5月～ ポンプ設置工事 6月～ 調整池屋根設置工事	未達成	・浸出水調整池の水を抜き取ったところ、当初想定していなかった底板の傾斜や遮水シートの浮きがあり、また安全性も考慮した上で調整池屋根設置工事の見直しを行ったため工事に後れを生じた。配管工事、ポンプ設置工事については完了している。 ・調整池屋根設置工事は次年度に繰り越して6月までに完成予定。 工事完了後、水処理を停止し、施設の後処理を行う。 浸出水下水道放流の安定化をはかる。
環境部 環境保全課	1	56	公害苦情相談業務に向けた人材育成の取組み	騒音・振動・悪臭の測定機器について他市の研修体制及び人員体制について12月までに情報を収集し、課内報告会を1月までに行う。	・行政担当者研修会（東京）に参加する。 ・九州都市環境行政連絡会議に参加し、今後の運営方針や、各市の協力体制を協議する。 ・沖縄県等が開催する研修に参加する。 ・沖縄県等と連携し、随時、測定機器についての情報を収集する。	達成	・騒音・振動・悪臭行政担当者研修会（東京）に11月13日参加した。1月16日、課内で研修報告会を実施した。 ・九州都市環境行政連絡会議（鹿児島市）に11月1～2日参加した。 ・1月23日、活動を停止していた「沖縄県市町村環境行政連絡協議会（21市町村）」が沖縄市役所にて開催された。当会議では、加盟市間の議題が統一されないなどの問題が指摘され、一旦は解散することが決定された。一方で、県内の都市部間で、環境行政の情報共有は必要であることを確認した。 ・九州都市環境行政連絡会議は加盟市の環境行政全般を議題とすることから統一的・専門的な議論は困難であると判断し、今後の脱会を決定した。一方で、例年、各県庁所在地で開催される「公害相談員九州ブロック会議」へ積極的に参加していく方針を決定した。
環境部 環境保全課	2	58	自然観察会や環境啓発事業の継続	自然観察会や環境啓発イベントに参加する市民にアンケートを実施し、アンケート結果として出た、市民の事業内容に対する満足度が70%を満たせば、目標を達成したものとする。また、その結果等に基づき、観察会などの内容等の充実と評価を行っていく。	市主催事業（アンケート実施予定） ・ホタル観察会、湧水めぐりなどの実施。 委託事業（アンケート実施予定） ・環境啓発事業 共催事業 ・漫湖チュラカーギ作戦、国場川水あしび その他事業 ・外来生物の啓発活動。 ・NPOとの連携による自然環境再生活動。	達成	・アンケート結果は、「イベントの内容に満足した」85%で、「自然への関心が高まった」が84%となって、達成水準の満足度70%を大幅に超えている。 ・GISによるなはマップが開設され、湧水や水濁法特定施設、巨樹巨木の情報を掲載した。 今後、その内容を充実することで、身近にある自然の情報を市民に伝え、環境への関心を高めていくこととする。

環境部 環境保 全課	3	58	南納骨堂から市民共同 墓への改葬の推進	南納骨堂使用返還壇の うち、80 壇を市民共同墓 へ改葬する。	・市のHP や「市民の友」へ、市民共同墓の使用状況、募集件数を随時掲載し市民共同墓の使用をPRする。 ・使用期限の3ヶ月前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。	達成	・2月末時点で、南納骨堂から市民共同墓へ108壇、個人墓を含めその他の施設へ56壇の返還（改葬）が行われた。 ・引続き市のHP、広報誌及び総合案内板へ南納骨堂閉鎖のお知らせ、市民共同墓の使用状況及び募集件数の掲載を継続する。
環境部 環境保 全課	4	59	南納骨堂閉鎖に向けた 取組み	南納骨堂使用壇1,575 壇のうち、100壇の使用 壇返還（改葬・移動）を 行う。	・使用期限の3ヶ月前に「更新のお知らせ」を通知し、市民共同墓への改葬を促す。 ・使用期限の切れた焼骨を事務手順踏んで、随時、霊園内の仮保管場所へ移動する。	達成	・2月末時点で、南納骨堂から164壇の返還（改葬）が行われた。また、使用期限の過ぎた納骨壇使用者5件へは、返還依頼の通知及び電話督促を行った結果、2件は引取りに応じ、1件は引取り拒否、2件は申請に応じないため仮棚へ移動した。 ・使用期限を随時チェックし、「識名霊園内施設使用許可未更新に係る事務処理及び焼骨等の取扱基準」を適用していく。
環境部 廃棄物 対策課	1	56	環境省「廃棄物・リサ イクル研修」の推進	「廃棄物・リサイクル研 修」を受講した職員2名 による研修報告会を持 ち、研修の成果を課内で 共有する。	環境省環境調査研修所が実施する「廃棄物・リサイクル研修」に職員2名を派遣する。	達成	・第1回(H30.5月)及び第2回(H30.6)に派遣。 ・受講者の復命書を供覧し情報を共有した。研修報告会を年度末に実施した。 ・次年度も環境省の研修受講を通して、専門知識や全国の取組事例を習得することにより職務能力の向上を図る。
環境部 廃棄物 対策課	2	58	取っ手付きごみ袋モニ ターの意見等集約及び 拡大方針の判断	2月 取っ手付きごみ袋 の他の規格への拡大、又 は現行維持を判断する。	5月 取っ手付きごみ袋モニターや市民の意見を集約する。 8月 取っ手付きごみ袋の売れ行き状況を取りまとめる。 12月 市民の取っ手付きごみ袋の使用状況・傾向を分析する。 1月 取っ手付きごみ袋製造業者の設備、製造能力等を確認する。	達成	・取っ手付きごみ袋の他の規格への拡大に向けて、5月にモニターや市民の意見を集約、8月と11月に県内業者の製造能力等を調査、12月に販売実績を集計・分析した。それらを踏まえ、燃やすごみ袋の「大」及び「小」へ拡充する方針を確認した。 ・取って付きの販売枚数は増加傾向にあるが、平型に比べるとまだ5分の1程度に止まっている。県内製造業者の状況も見極め拡充の時期を判断する。
環境部 環境衛 生課	1	56	動物の愛護及び管理に 関する業務の推進	犬猫の収容数の減少（対 前年度比）平成29年度 は犬91頭・猫172匹	①飼い主への返還及び譲渡事業の推進 ②イベント、広報誌等を活用した終生飼養、繁殖制限措置、所有者明示など適正飼養の普及啓発 ③引き取り指針に沿った引き取りの実施 ④民間団体との調整等、職員の折衝能力等のスキルアップに繋げたい。	未達成	・3月15日時点での収容数は、犬88頭・猫178匹となっており、猫は29年度の収容数を越えた。要因としては、年明けに多頭飼育崩壊等で1事案から複数匹の収容実態があり昨年実績を上回った。 ・殺処分数については、年度毎に減少を続けているが、収容数は横ばいの状況である。引き続き適正飼養・終生飼養の啓発等の推進に努めたい。
環境部 環境衛 生課	2	58	飼い主のいない猫の不 妊去勢手術実施事業 （TNR事業の実施）	那覇市内に生息する飼い 主のいない猫120匹を 目標に不妊去勢手術を実 施元の生息場所に戻す。	動物愛護団体等と事業実施方法につい て、事前に協議し事業の適正な進捗を図 る。	達成	・3月20日時点で129匹の猫の不妊去勢手術を実施しており、達成とする。なお、今後の状況により若干の追加手術を予定している。 ・施術環境の整備等で、市民の要望に応えられるよう研究したい。

福祉部 福祉政 策課	1	56	那覇市総合福祉センタ ーの指定管理	平成 30 年度中に那覇市 総合福祉センターの維持 管理、運営等の指定管理 について業者選定し委託 契約を締結する。	①7 月上旬までに審議会等で仕様書等を 決定 ②7 月末までに市 HP で募集を行う ③8 月末までに業者選定を実施する ④業者と契約締結	達成	- 指定管理選定にむけ要綱策定から募集を行い、プロポーザルによる業者選定後、12 月議会で承認を得たところである。スケジュールどおりに実施できた。 - 年に 1 回のモニタリングを実施しながら、指定管理業務が適正に行なわれているか等、確認を行なう。
福祉部 福祉政 策課	2	58	社会福祉法人・施設の 指導監査結果の情報公 開の準備	社会福祉法人及び社会福 祉施設の健全な運営・透 明化を図るため、H31 年 1 月までに「指導監査結 果等の公開に係る実施要 領（仮称）」を作成し、 H31 年 3 月までに各法 人・施設への周知を行う。	①関係課や県との調整 ②他府県の先進事例を参照 ③「指導監査結果等の公開に係る実施要 領（仮称）」の作成（H31 年 1 月までに） ④各法人・施設への周知（H31 年 3 月ま でに）	達成	- 関係者会議の中で要領案について報告を行い、今後の実施方法を説明した。年度内に部長決裁を経て要領制定予定である。 - H31.4 月以降、市 HP 等で広報周知を図りながら、指導監査対象施設に対しても次年度から監査結果の公表について丁寧に説明していく。
福祉部 チャー がんじ ゅう課	1	56	地域包括ケアシステム の構築	評価指数 1: 地域包括支援センターに おける地域ケア会議開催 数:144 回 評価指数 2: 市レベルにおける地域ケ ア会議開催数:3 回	地域包括支援センター圏域における個別 事例のケア会議やケアマネジメント支援 会議、日常生活圏域地域ケア会議の充実 に併せて、庁内における地域包括ケアシ ステム庁内推進会議の充実・連携を図る。	達成	- 評価指標 1: 目標回数 144 回に対し実績 145 回(H31.3.31 現在)、目 標は達成されている - 評価指標 2: 目標回数 3 回に対し実績 7 回(H31.3.31 現在) 目標は達成されている。 H30.5 月 那覇市地域包括ケアシステム庁内推進会議幹事 会開催 H30.11 月 那覇市地域包括ケアシステム推進会議開催 H30.12 月～H31.3 月 那覇市地域包括ケアシステム庁 内推進会議幹事会 生活支援部会開催(5 回) - 評価指標 1: 次年度は、新規地域包括支援センターの活動についても年 間計画に沿って計画的に実施できるよう、引き続き指導助 言を行う。 - 評価指標 2: 今年度発足した幹事会を含めた庁内での会議の進め方につ いて、関連課や会議の開催方法を検討しながら、計画的に 取り組んでいく。
福祉部 チャー がんじ ゅう課	2	58	介護認定手続きの迅速 化	介護申請において、迅速 な介護サービスを必要と している新規申請と区分 変更申請の法定期間内認 定数を 12.6%以上にす る。	申請から認定結果が出るまでの過程にお いて、認定手続きが滞っている要因を分 析し、その対応策を検討する。要介護認 定手続きの見直しを行い、「認定の有効 期間の延長」及び「認定審査会の簡素化」 を検討する。委託先との連携を強化し、 迅速な調査を行う。	達成	- 現時点における平成 30 年度（平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで）の介護申請の認定率（法定期間内に認定 結果出る割合）は、新規申請が 30%超、区分変更申請が 25%超となっており、目標の数値は達成されている。 - 高齢化による介護申請件数の増加に備え、現行の組織体 制や事務要領を精査し、みえてきた課題への改善に取組み、 引き続き認定率のさらなる向上を目指す。

福祉部 チャーム がんじ ゅう課	3	59	第1号被保険者保険料 の未収金対策	介護保険料について、現 年度分収納率 96.5%以 上、滞納繰越分収納率 14.0%以上をそれぞれ 確保する。	未収金として給付制限等による納付喚 起、効率的な電話・訪問督促、口座振替 の推進を行うと共に、非常勤徴収職員を 活用し納付の督促に取り組む。	達成	・滞納繰越分は2月時点での徴収率が 14.67%で達成とな っております。現年度分については未達成となっているが その理由は出納期間終了までの数値結果での判断となるた め、2月までの数値で前年と比べても達成できる推移でい るのでこのまま継続すれば達成できると思われる。 ・次年度は差押えの実施なども進めながら、徴収率アップ を目指していく。
福祉部 障がい 福祉課	1	56	障害者差別解消法の職 員向けの周知（基幹相 談支援G）	平成31年3月末までに、 庁内における差別相談対 応事例が当課に集約され るような流れを作り上げ るとともに、差別解消法 や職員対応要領について 改めて職員への周知を行 う。	1. 平成31年3月末までに、庁内各課 における相談記録や当課への報告が統一 化されるよう、様式の作成・周知を行う。 2. 差別解消法や職員対応要領に関する 職員向け研修（管理職、主幹職等研修内 に盛り込む）を平成31年3月末までに 行う。	達成	・相談記録や報告については統一化された様式を年度末ま でに通知予定。 ・職員向け研修は、平成30年10月に新任主幹研修にて 実施済み。 ・障がい者の権利擁護啓蒙のため、引き続き庁内において 多様な職階向けの研修を実施する。
福祉部 障がい 福祉課	2	58	重度心身障がい者医療 費助成事業における自 動償還方式の導入（給 付2G）	平成30年8月から自動 償還方式の導入を実施す る。	1 関連する例規等の整備 5月 2 自動償還対応のシステム改修 7月 3 国保連との調整 7月 4 医療機関等へ周知(説明会等) 5月 5 自動償還対応の受給者証の交付 7 月	達成	・平成30年8月に自動償還方式の導入実施済み。 ・利用者の利便性の向上のため、同方式の周知に努める。
福祉部 保護管 理課	1	58	（自立促進）生活困窮 者自立相談支援事業の 推進	国が設定する平成30年 度の年間新規相談受付件 数目安値 1,011 件を超 える。	平成28年度に立ち上げた関係課25課 との庁内連携会議を定期的に開催し、成 功事例・困難事例等の報告や情報共有を 通して、更なる生活困窮者の掘り起こし 及び相談窓口への誘導を行う。また、民 生委員や自治会、企業等に対する生活困 窮者自立支援制度の周知・広報にも継続 して取り組む。	達成	・2月現在で、新規受付件数が967人となっており、こ のまま推移すれば目標達成が見込まれる。 ・法改正に基づく「支援会議」の設置について、検討を行 う。
福祉部 保護管 理課	2	59	（自立促進）被保護者 就労支援及び就労準備 支援事業の推進	①就労支援員の支援対象 者の就職率：50%、定着 率：70%。 ②訓練、セミナー等への 参加者（実人数）が100 人を超える。	①就労支援員が、ハローワークやグッ ジョブセンター及び庁内ハローワーク常設 窓口等と連携し、被保護者の就労を支援 する。 ②受託団体と連携し、アンケートや聞き 取り等によりセミナー受講者のニーズを 把握し、要望に沿った内容が反映される よう、適宜・適切にセミナーや訓練内容 等の改善・見直しを行うことで、参加者 の拡大・定着を図る。	達成	・2月末現在で、就職率：66.5%、定着率：88.2% （11月就職者）、セミナー等への参加者262人となっ ており、目標達成している。 ・就職率、定着率とも、達成水準を大きく上回っていると ころであるが、更なる事業の充実を目指し、次年度は業務 内容の一部見直しを行う予定としている。
福祉部 保護管 理課	3	59	（適正保護の実施）医 療扶助の適正実施 ○後発医薬品の使用促 進	後発医薬品の使用割合 が、86%を超える。	①生活保護受給者あてに、後発医薬品の 使用促進の周知を行う。 ②後発医薬品での処方の基本とするよ う、病院、診療所、薬局に協力を依頼す	達成	・2月基金処理分として、使用割合：89.7%となっ ており、目標達成している。 ・2018年度までに後発医薬品の使用割合を80%とす

					る。 ③その他		るため、後発医薬品の使用を原則化する旨の法改正が行われた。本市での使用割合は数年来高水準で目標を達成している。今後も継続して使用促進に取り組んで行く。
福祉部 保護管 理課	4	59	(適正保護の実施) 生活保護の不正受給防止、訴訟等の適切な対応	①不正受給の調査達成率(調査実施件数/調査依頼件数) 100% ②悪質な不正を行った者に対しては、告訴を行う。	①適正保護推進員を配置し、担当ケースワーカーと連携しながら必要な調査を行い、生活保護の適正実施を推進する。 ②部長主宰の大診断会議に諮り、検討を行う。	達成	・2月末現在、調査達成率100%となっており、目標達成している。 また、大診断会議に諮り告訴事案と決定されたものについては、告訴準備に向け、警察所管課と相談を行っている。 ・調査結果を元に、適切な助言指導や処分が行われているか進捗確認を行う。
福祉部 保護管 理課	5	59	(返還金業務) 返還金徴収の実施	①現年度分の徴収率 50% ②過年度分の徴収率 2%	保護世帯への訪問調査や保護者との窓口面談等の際に、確実に返還するよう指導を継続して行うとともに、口座振替による納付を推進していく。 法第78条の徴収金については、法第78条の2に基づく保護費との相殺(別途送金)を進める。 保護廃止世帯については、訪問や電話等による督促も実施し、徴収強化に努める。	達成	・決算：現年度分徴収率：50.3%、過年度分徴収率：5.7%となっており、現年度・過年度分ともに目標達成している。 現年度分については、年度末に向け新たに返還決定処理した件数及び額の増加にともない調定額が増加したうえ、一括ではなく分割による納付相談が増えているため、目標達成が難しい状況となっていたが、債券管理に取り組んだ結果、目標達成することができた。また、不納欠損処理についても、件数・金額とも大幅に減少しており、適正な債権管理が進んでいるものと評価したい。 ・次年度は1人増員が見込まれるため、これまで取り組みが不十分であった課題(廃止世帯への返還金徴収等)への対応を強化する。
福祉部 保護管 理課	6	59	(職員育成) 職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する(8回程度)。	事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・年間事業計画どおり、研修を実施しており、目標達成している。 (実施済み研修) ○システム操作研修 ○平成30年度異動CW基本研修 ○クレーム対応 ○リスクマネジメント研修 ○交通安全 ○自己防衛研修 ○生活保護担当新任研修 ○自立支援研修 ○他法他施策研修 ○援助方針研修 ・受講生からのアンケート結果等をもとに、研修内容や時期等について適宜見直し・改善を行い、必要に即した研修を実施していく。
福祉部 保護第 一課	1	56	(職員育成) 職員の人材育成と組織体制の強化	① 新任CW研修、他方施策研修により、CW業務に必要なスキルの習得を目指す。 ② クレーム対応研修、交通安全研修等により、適正で安全に業務を履行する心構えを身につける。	年間の研修計画に基づき、確実に研修を実施する。また研修が必要であると判断された事柄については、随時研修を実施する。	達成	・年間の研修計画に基づき必要な研修を実施することができた、特に新規採用者及び移動者が、早期に業務内容が理解できるよう年度当初(4月～5月)に重点的に研修を行った。随時行っていたクレーム対応研修、交通安全研修についても、当初から年間計画に組み込んで計画どおり研修を実施することができた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集

							中の実施するを目標とする。 また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CW の立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第一課	2	58	生活保護法第 24 条に定められた生活保護開始期限の遵守	申請から決定通知までの期間が 30 日を超えない割合を 97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。	達成	・月 27 日時点で 30 日以内で開始決定している割合が 98.70%で目標を達成した。 ・生活保護法第 24 条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各 CW に周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第一課	3	59	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	訪問強化月を 3 ヶ月（8 月、10 月及び 1 月）設定し、担当班長は、各 CW の訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また各班長は目標設定までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	未達成	・3 月 27 日時点での訪問実施率は 87.8%、面談未実施率も 0.6%でいずれも目標達成できなかった。未達成となった原因としては、年度途中での退職者、療養者が出たこと、新規採用職員が例年より多く配置されたこと等が挙げられる。加えて残った CW が、退職者、療養者のケースのカバーに追われてこともあり、全体的に訪問実施率を向上させることができなかった。 ・訪問活動はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修等を通じて CW に認識させるとともに、煩雑化している CW 業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。
福祉部 保護第二課	1	56	職場研修の推進	① 新任 CW 研修、他方施策研修により、CW 業務に必要なスキルの習得を目指す。 ② クレーム対応研修、交通安全研修等により、適正で安全に業務を履行する心構えを身につける。	年間の研修計画に基づき、確実に研修を実施する。また研修が必要であると判断された事柄については、随時研修を実施する。	達成	・年間の研修計画に基づき必要な研修を実施することができた、特に新規採用者及び移動者が、早期に業務内容が理解できるよう年度当初（4 月～5 月）に重点的に研修を行った。随時行っていたクレーム対応研修、交通安全研修についても、当初から年間計画に組み込んで計画どおり研修を実施することができた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。 また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CW の立場、安全を図るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第二課	2	58	生活保護法第 24 条に定められた生活保護開始期限の遵守	申請から決定通知までの期間が 30 日を超えない割合を 97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行い遅れている職員へ指導する。	達成	・3 月 31 日時点で 30 日以内で開始決定している割合が 99.2%となっていることから、3 月末時点での目標達成。 ・生活保護法第 24 条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各 CW に周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部	1	56	職場研修の推進	① 新任 CW 研修、他方	年間の研修計画に基づき、確実に研修を	達成	・年間の研修計画に基づき必要な研修を実施することがで

保護第三課				施策研修により、CW業務に必要なスキルの習得を目指す。 ② クレーム対応研修、交通安全研修等により、適正で安全に業務を履行する心構えを身につける。	実施する。また研修が必要であると判断された事柄については、随時研修を実施する。		きた、特に新規採用者及び移動者が、早期に業務内容が理解できるよう年度当初（４月～５月）に重点的に研修を行った。随時行っていたクレーム対応研修、交通安全研修についても、当初から年間計画に組み込んで計画どおり研修を実施することができた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。 また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を図るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部保護第三課	2	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始期限の遵守	申請から決定通知までの期間が30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行い遅れている職員へ指導する。	達成	・3月27日時点で30日以内で開始決定している割合が99.17%で目標達成。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
健康部国民健康保険課	1	56	職場研修・職場外研修の推進	職場内研修を実施するとともに、職場外である国や県、国保連合会、県都市国保研究協議会、南部地区国保協議会などが主催する各種研修へ参加する。	新任職員研修は課への配属後速やかに実施する。また、関係団体主催の研修においては、国保担当新任研修のほか、直接業務にかかわる資格・給付・賦課・徴収・レセプト点検・第三者求償・システムなど担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図る。	達成	・4月11日に国保課及び特定健診課新任職員研修を実施した。更に県や連合会などの関係機関の研修には合計13回、延べ40名の職員を研修に参加させ、資質向上を図った。 ・新任研修は、引き続き実施する。その他の関係団体の研修も、積極的に参加し、職員の資質向上を図る。
健康部国民健康保険課	2	58	県単位化による事務の標準化・統一化への取り組みの推進	年4回程度開催される県及び市町村との協議組織である沖縄県国民健康保険運営連携会議に参加し、事務の標準化・統一化に取り組む。併せて国が提供する標準システムへの導入の可否を12月までに決定する。	・連携会議の各部会に職員を参加させ、本市意見を述べるなど事務の標準化・統一化に向けモデルを決定する。	達成	・連携会議や、部会へ6回、延べ33名が参加し、事務の標準化・統一化に向け取り組んだ。さらに標準システム導入については、人口30万人以上の運営実績がない事、外付けシステム開発が必要である事、カスタマイズが不可である事などから導入はしないと10月に決定した。 ・事務の統一化・標準化は、国保制度を安定的な運営のため、重要なことであり、引き続き会議に参加する。標準システムは導入しないことを決定したため、今年度で終了とする。
健康部特定健診課	1	56	研修会等への参加	職場内研修を実施するとともに、職場外である国や県、国保連合会、南部地区国保協議会などが主催する各種研修へ参加する。	新任職員研修は課への配属後速やかに実施する。また、国保連合会主催の6課長会議や関係団体による研修においては、直接業務にかかわる受診率向上担当者や、保健指導担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図る。職場内においても、課内会議、グループ会議の終了後に学習会を実施。	達成	・新任職員研修は課への配属後速やかに実施。また、国保連合会主催の6課長会議や関係団体による研修においては、直接業務にかかわる受診率向上担当者や、保健指導担当者向けの研修に参加し職員の資質向上を図っている。職場内においても、課内会議、グループ会議の終了後に学習会を実施。 ・今後も積極的に研修会を実施し、職員の質の向上に努め

							ていきたい。また、データ分析を行い、効果を数値化していき、職員のモチベーションアップにも努めていきたい。
健康部 特定健 診課	2	58	特定健診受診率向上 (受診者及び未受診者 対策)	特定健診受診率につい て、2月末現在で前年度 同時期 19.7%を上回る ことを目標とする。 ※10月の法定報告値で も対前年度受診率を上回 ることを目指す。	・受診機会、受診環境の整備拡充、効果的な広報啓発活動 ・国保連合会と連携した治療中未受診者対策事業(トライアングル事業)定着に向けた医療機関訪問 ・事業所に雇用されている国保加入者の健診データ取り込み定着化に向けた関係機関調整と事業所訪問 ・リピーター率向上に向けて保健指導対象者への確実な受診勧奨を行う	達成	・10月末前年同時期比較で、累計受診者数 75 人増、受診率 0.7%増であり、最終的に受診率は前年度の 37.7%を上回ることが予想される。年度当初から、通院治療の方のデータをもらうトライアングル事業の推進のために、国保連合会とも会議などを行い、他市とともに病院訪問などを行っている。また、今年度はA I による通知を行い、大きな反響とまちかど健診などの予約状況も好評となっている。これらにより受診率アップを見込んでいる。 ・今回取り組んだA I による通知の効果を分析し、次年度は通知の時期を早めるなどの策を行っていききたい。また、トライアングル事業に関しても国保連合会や医師会との連携を密にし、早めの取り組み・病院へのサポートのために職員を派遣する等、受診率アップに向けて取り組んでいきたい。さらに、高齢者施設を利用した受診などにも取り組んでいきたい。
健康部 保健総 務課	1	56	災害医療体制の整理及 び那覇市防災計画の改 正	6月～ 課題の整理及び 調整 3月 毎年5月頃に行わ れる那覇市地域防災計画 改正に向け順次案をまと める。	○保健所と防災危機管理課との連携会議の開催 ○県計画との整合性も図りながら、定例の地域防災計画改正に向け、順次案をまとめる。	達成	・那覇市の災害医療に関する考え方について課題整理等を行うため、「保健所と防災危機管理課との連携会議」を9月26日に開催した。 ①災害医療対策本部(仮称)の設置について →災害時における本市との役割や体制を盛り込んだ県災害医療マニュアルの改正について、県と協議を行い10月に改正案について回答を行った。 ②災害医療対策に係る業務の整理(健康保険部と医療救護部)について →連携会議の開催後、個々の課題について、各担当レベルでの調整を行っており、調整済の内容については、順次、那覇市地域防災計画の改正案としてまとめる。 ・個々の課題について、各担当レベルでの調整に時間を要する部分の多いことから、定期的な調整等、推進を図っていく。
健康部 保健総 務課	2	58	市立病院建替えの推進	庁内の在り方検討部会を 3ヶ月に1回以上開催 し、那覇市(設立団体) としての方針等を整理す る。	市立病院の建替えについての課題である建設費について整理し、建設に係る設立団体としての基本的考えを年度内にまとめる。	達成	・在り方検討部会を9/3、12/4、経営改革本部会議を6/1、12/20に開催、「新病院建替基本構想(案)」の承認及び市立病院が建替えの事業主体となることを決定した。建替えの課題である建設費については、総工費縮減について今後検討することとした。 ・引き続き、地域医療の充実したまちづくりや救急医療体制の充実・強化を継続していくため、市立病院の建替えに取り組み、次年度は基本設計等を行う。
健康部	1	56	各グループにおける繁	緊急業務や繁忙期等に課	1.繁忙期や緊急業務で、他グループ員に	達成	・各グループにおいて、繁忙期等に他のグループ員が応援

健康増進課			忙期や緊急業務の際、課内の応援体制を整備する。	内で応援業務が行えるよう、他グループ員でもわかる業務手順書を1つ以上作成する。	依頼する業務の選定 2.わかりやすい手順書やマニュアルを作成 3.他グループ員へ手順書等に基づき、業務オリエンテーションを実施 4.必要時、模擬業務等を実施し手順書等を修正		できる様に業務手順書を作成した。年度途中に採用された臨時職員等のオリエンテーションに活用した。 ・全ての業務手順書の作成を複数年かけて作成することを検討。
健康部健康増進課	2	58	MR1期、MR2期における予防接種率の向上	前年度のMR予防接種率より向上させる。(12月末現在：MR1期53.9%、MR2期64.5%)	1..関係機関、関係課への周知依頼（ミニ講話等の実施） 2.幼稚園、5歳児保育での2期周知・強化（ミニ講話等の実施） 3.定期接種未接種者への接種勧奨（1期、2期ともに各2回個別通知を実施） 4.チラシを作成配布し、地域保健課との連携による乳幼児健診会場での接種勧奨	達成	・H30.12月末現在（11月接種分まで）接種率 MR1期：55.6% MR2期：80.2%で達成。 H30年3月末の輸入麻疹患者の発生及び感染拡大により関心が高く、特に、2期は初回通知の送付が流行時期と重なったことや、未接種者への接種勧奨ハガキの送付回数を当初含めて4回と増やしたことで、さらに各関係機関への周知を強化したことにより達成できた。 ・次年度は、児童扶養手当の更新時期にあわせ、チラシの配布依頼を検討。 未接種者の積み残しを減少させるため、行政措置対象者へ個別通知を実施。
健康部健康増進課	3	58	女性特有のがん検診及び大腸がん検診の推進	子宮がん、乳がん検診及び大腸がん検診受診率を前年度以上に向上させる。 (12月末現在：子宮がん検診19.0%、乳がん検診19.6%、大腸がん検診11.7%)	1.保険者協議会等での協力依頼（各保険者の被扶養者への周知依頼） 2.コール・リコール事業による受診勧奨（未受診者へ個別通知を2回実施、わかりやすい通知を実施） 3.医療機関への周知依頼（かかりつけ医からの受診勧奨） 4.有料化について検証（大腸がんはワーストのため、無料化等について議論し、次年度対応を決定）	達成	・H30.12月末現在受診率：子宮がん検診（22.7%）乳がん検診（23.5%）及び大腸がん検診（12.0%）と前年同期より向上した。集団検診の台風中止もあったことから、今後はその対策も必要となる。受診勧奨は9月末の通知送付後、10月以降は全がんで前年を上回る受診者数となり効果が見られた。H31年1月に2回目の通知も行ったので、さらに受診者増が見込まれる。（※対象年齢は69歳までの市民） ・次年度の大腸がん検診の自己負担は無料となる予定。 受診勧奨の頻度や対象者の詳細な設定等、効果的な働きかけを検討し、各機関とも連携して受診者増につなげる。
健康部地域保健課	1	56	保健師人材育成の推進	「那覇市保健師人材育成指針」に基づき、中堅期保健師全体の専門能力（地域ケアシステム）の向上を図るための研修に8割以上の者が参加する。	・より多くの中堅期保健師が地域ケアシステムの実践研修に参加できるように、研修の時期や回数、周知の仕方を工夫し、研修を企画する。	達成	・中堅保健師研修会を12/20、21日に行った。業務調整を行いながら受講日を選べるようにした。受講対象者38人中34人（89%）が受講した。 ・次年度は、外部講師による研修会の開催はないが、今まで学んだ地域ケアシステムをOJTにて復習する。
健康部地域保健課	2	58	子育て世代包括支援センター(母子保健型)の開設	7月中に子育て世代包括支援センター(母子保健型)を開設する	・開設に向けての事業計画を5月までに作成する。開設後は業務手順書・マニュアル等を作成する。 ・定期的に関係課(こどもみらい課、子育て応援課)との調整会議を行う。	達成	・業務計画を作成し、月1～2回の関係課調整会議を実施する事で開設に向けて共通認識ができ、予算要求や人員要求を一体的に行うことができた。 ・庁議や全庁掲示板等を活用して全庁的に周知する事ができた。 ・子育て世代包括支援センターは、妊産婦や子育て家庭が

							気軽に相談できる窓口として継続して、市民へ広く周知を行う。
健康部 地域保健課	3	59	北保健センター保健師引き揚げに伴う、北保健センターの施設管理運用	施設使用申請者が使用日に確実に使用する事ができる。	- 施設使用申請手続きのマニュアルの作成を行う。 - 施設管理委託事業所への仕様書の説明を行う。(4月) - 毎月管理業務日誌の確認を行い必要時に調整を行う。(1回/月)	達成	- 施設使用手続きのマニュアル(フロー図)を作成し、施設管理委託事業所への説明等をおこなった。 - 業務日誌の確認や台風時時の安全対策など事業担当者が適宜行うことでスムーズな施設利用(管理)運用できた。 - 必要時マニュアルの修正を行い、施設の有効活用を推進する。
健康部 生活衛生課	1	56	食品収去検査における業務管理体制の確立	業務管理体制を確立し、コンタミネーション等の試験室内事故の発生を年間10件以下とする	県内外の研修会への出席による検査技術の習得及び練度向上等人的な取り組みと、精度管理等の実施検証によるGLPの見直し等精度向上に向けた取り組みを実施する	達成	- 試験室内事故の発生は無く、外部精度管理による検査精度の結果も良好であった。 - 現状に即した食品衛生監視指導計画を策定し、当該計画に基づき実施する
健康部 生活衛生課	2	58	民泊関連条例等の制定及び執行	5月 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の策定	○当該条例の議会議決 ○当該条例の実施に係る要綱等の整備	達成	5月臨時議会において、当該条例が議決され、6月15日から施行している。また、当該条例に係る要綱についても整備済である。 - 体制強化による効果的かつ効率的に当該条例を執行する。
健康部 生活衛生課	3	58	HACCP(自主衛生管理)導入に向けた事業の推進	9月 国の支援事業公募に係る決定通知 10月 上記通知により事業開始予定	事業計画に基づき、年度内に当該事業を達成する	達成	- 厚労省より10月に委託費交付決定通知を受け、当該事業を開始している。 - 次年度から3年間の実施計画に基づき、関係機関と連携し、市内食品等事業者自主衛生管理を推進する。
健康部 生活衛生課	4	58	「那覇市食品衛生監視指導計画」中の監視指導目標の達成	重要度ランク別目標監視の実施 A:28件、B:231件、C:454件、D:2089件	計画に基づき、A及びBランクを重点的に年間を通して計画的に効果的かつ効率的に監視指導を実施する	達成	- 計画的に実施しており、全てのランクにおいて目標監視数の達成が見込まれる。 - 現状に即した食品衛生監視指導計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
健康部 生活衛生課	5	58	「那覇市食品衛生監視指導計画」中の収去検査目標の達成	年間を通して171検体、490項目を実施	計画に基づき、検査を実施する	達成	- 計画に基づく対応により、達成が見込まれる。 - 現状に即した食品衛生監視指導計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
健康部 生活衛生課	6	58	「那覇市生活衛生監視指導計画」中の監視指導目標の達成	生活衛生営業関係施設の業種別目標監視の実施 興行場:5件、旅館業:55件、公衆浴場:20件、理容所:20件、美容所:70件、クリーニング所:25件、水道施設他:40件、ビル管法関連:30件 総計:265件	計画に基づき、年間を通して計画的に効果的かつ効率的に監視指導を実施する	達成	- 計画的に実施しており、各関係施設において達成された。 - 現状に即した生活衛生監視指導計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
健康部	7	58	医薬品、医療機器及び	5月 国の医薬品・医療	半期毎の更新申請に併せ、更新対象施設	達成	国の一斉監視指導の通知による実施のみによらず、管内

生活衛生課			毒物劇物の不正販売・譲渡の防止対策の強化	機器等一斉監視指導の実施通知により開始	の立入検査を行う		の薬事関連施設の更新も併せて、対象施設の立入検査を行った。 ・外国人を含む医薬品の購入者への適正な情報提供及び医薬品の保管等適正化について監視を実施する
こどもみらい部 とも政策課	1	56	目標達成に向けた組織体制の確立 ①こども政策課とこどもみらい課の再編、②指導・助言、研修部門等への専門職の配置の検討、③現場職員の組織定員のあり方の確立	①再編案を提案する ②配置提案と要求 ③考え方の提案と要求	①②③とも部内調整及び関係団体との意見聴取等必要な手続きを経て、組織定数要求及び実施計画の要求を行う。要求が認められたものは実施する。	達成	・達成理由 ①、②は新たな課の設置に伴い、専門職の増員 ③公立施設の施設整備及び定員配置計画における組織のあり方の整理ができた ・公立施設の施設整備及び定員配置計画推進
こどもみらい部 とも政策課	2	58	①認定こども園の円滑な移行と施設の民設型建設の推進 ②公立認定こども園へ移行する園への給食を提供するための方策の検討	①14 園の幼稚園のこども園への移行 ②平成31 年度に公立こども園で現事業者以外の給食の提供を実施する。	各園毎の準備、公私連携法人の募集、給食事業者剪定などをスケジュールどおり実施し、14 園を移行する。 ②公立園への現事業者以外の給食提供者（方法）を検討し、その案に基づき必要な予算等を確保する。	達成	・達成理由 ①14 園の幼稚園のこども園への移行 ②公立こども園へ与儀給食センターから給食の提供を実施 ・こども園への給食提供の計画の見直し検討
こどもみらい部 ともみらい課	1	56	療育センター機能の見直し（通所中心から巡回中心へ）	次年度の児童発達支援センター化に向け、機能見直しの策定 ①初期支援に特化する為、障害児通所支援事業の利用定員を50%縮小する ②巡回訪問等による地域支援の相談対応を10%増にする ③増加を続ける施設及び対象児に対応する為、不足している専門職2名の確保及び年度後半から指導員の育成整備を行う	支援事業計画こどもみらい部取組指針に従い、職員の意見を集約し、部内で検討する。 ①保健所等関連機関との共有を強化し、母親を中心に早期療育支援を重点的に行う ②認可園、こども園等の増加により、特に1号認定の親子の就園増加傾向の中、児童施設訪問支援・保育所等訪問支援・発達保育支援等の出張業務による集団生活への地域支援を強化することにシフトする ③現在行っている地域支援を国の補助事業に転換し、専門職の確保をする ④保育士活用の為、巡回相談アドバイザー（仮）の認証システムを構築のための人材育成研修プログラムを整備する	達成	①障がい児通所支援事業の1日の利用人数（実績）が平均してほぼ50%縮小した。 ②巡回訪問等による地域支援相談対応が40%強増となった。 ③次年度臨時の臨床心理士1人の予算を確保した。 平成31年4月のこども発達支援センターへの移行に向けて、上記の取組を行うとともに、県との調整や条例改正手続き等を進め、こども発達支援センターへの移行が決定した。 ④センター保育士の人材育成プログラムを整備し、療育支援員育成講座を開始した。 ・通所による相談、支援業務を継続しつつ、巡回訪問等による地域支援を充実させるためには、専門職員の増員が必要であり、引き続き増員要求を行う。
こどもみらい部 ともみらい課	2	56	公立幼稚園の認定こども園化や認可保育所等のこども園移行に対応するため、組織体制の円滑な移行（保育Gとこども園幼稚園Gの統合）	10月までにこども園と保育園の新たな入退所関係事務処理要領を策定する。	グループ内研修を重ね、保育所とこども園両方の入退所事務をグループ全員が把握できるようにする。	達成	・新たな入退所関係事務処理要綱を作成し、それに基づき、臨時非常勤を含めた職員勉強会を重ね、こども園と保育所の新年度入所に関する事務を滞りなく実施した。 ・次年度は、幼児教育の無償化に伴い、認可外保育施設に通う幼児の支給認定業務が加わるなど大きな業務の見直しが必要となるため体制づくりが大切になる。

こども みらい 部 こ どもみ らい課	3	56	公立幼稚園の認定こども園化や認可保育所等のこども園移行に対応するため、組織体制の円滑な移行（給付Gの新設）	①処遇改善加算の実績確認のあり方を確定し、年度内（1月末）にはH29の実績を確定させる。 ②給付関連の確認監査の要綱を7月までに策定し、実施計画に必要な予算要求を行う。 ③例月の給付費支払業務を3月末までに見直し（改善）を行う。	1. 給付に関連した業務の業務簡素化 ①給付Gの確認監査事務の確立（H30） ②各施設に依頼様式等の統一化（H30～H31） ③処遇改善加算に係る実績確認事務のシステム化（H30～H31） ④子ども子育て支援事業（県事業を含む）の事務処理の見直し（H30～H31）	達成	①処遇改善加算のH29年度分の実績確定はまだだが、実績報告の方法を見直し、報告、確認がやりやすくなった。 ②確認監査の要綱を策定した。 ③給付費の支払いに係る様式を改定し、業務の改善を図った。 ・次年度は、幼児教育の無償化に伴い、認可外保育施設に対する給付業務が加わるなど大きな業務の見直しが必要となるため体制づくりが大切になる。
こども みらい 部 こ どもみ らい課	4	58	保育の質の確保向上に係る支援（新規開所園への支援、確認監査の実施）	①指導監査における文書指摘件数を前年度より減らす。H29度438件（施設型344件、地域型94件） ②確認監査実施要項を策定	①認可化移行支援員による訪問指導による支援の他、新規開所園連絡会、社会福祉法人立園長会等を通じて運営面での指導、支援を行う。 ②他市の要綱、実施状況等を参考に年度内に実施要項を作成するとともに人員を確保し、31年度から確認監査を実施する。	達成	・確認監査実施要項は、H30年2月に策定。 指導監査の文書指摘件数については、年度末に福祉政策課より報告があるまでわからないが、支援員による訪問指導や、連絡会等は計画通りに実施しており、効果はあったものと思う。 ・本業務は、保育の質向上、保育所等への運営面での支援を行うためにH31年度に新設される「こども教育保育課」に引き継ぎ、さらに支援を充実させる。
こども みらい 部 こ どもみ らい課	5	58	妊娠期から就学前の子育て期にかけての繋がるしくみの構築（子育て世代包括支援センターの円滑な運営）	7月2日の開所と開所後の相談・案内件数の月ごとの増加	センターの愛称の決定と7月開所を実施する。市民の友やホームページへの掲載、チラシの配付等でPRすると共に、相談しやすい体制を整備し、月ごとの件数等の実数を把握する。	達成	・センターの愛称を「ら・ら・らステーション」に決定し、予定通り7月2日に開所した。相談・案内件数は、最初の2か月間は、伸びたもののその後は横ばいである。 本業務については、相談件数が多ければいいというものではなく、相談者に寄り添い親身に対応し、しっかりつながることが大事。次年度は、達成水準、達成手段を見直す。 ・わざわざ役所の窓口まで足を運ばなくても相談が受けられるよう、出前相談や、SNSを活用した相談等を検討する。
こども みらい 部 こ どもみ らい課	6	58	認可外保育施設への支援（立入、巡回による支援）	指導監督基準達成施設75%以上	立入指導班による適切な指導監督の実施と補助事業の実施により、認可外保育施設の保育環境の充実を図る	達成	・2月28日現在、認可外保育施設73園中、指導監督基準達成施設は54園、74%となっている。 ・幼児教育無償化により、保育需要が高まり、ますます認可外保育施設の質の向上が求められる。引き続き支援の充実を図っていく
こども みらい 部 こ どもみ らい課	7	59	公立保育所の施設整備（与儀保育所取得・移転）	①与儀保育所新園舎移転後の仮園舎の利用方針を決定する	工事担当部門との連携を密にし、スケジュールを調整する。 ①企画調整課、まちなみ整備課、こども政策課等関係部署と調整し売却か公共施設として活用かを決定する。	未達成	・与儀保育所仮園舎のについては、仮園舎の建築の際活用した仮移転補償費や、新園舎の補助金の活用について、国・県との調整が必要であったことから、新園舎移転後の利用方針の議論が進まなかった。 ・次年度は本業務をこども政策課に引き継ぐことになったが、新園舎への移転時期が迫っているため、早急に活用方針を決定する必要がある。
こども	1	56	こどものみらい応援プ	①国県財源活用事業の確	①国県等補助申請、実施状況の把握、歳	達成	①、②については ほぼ想定スケジュールどおり実施し

みらい部 子育て応援課			プロジェクトの推進	実な実施及び評価（通年） ②推進協議会の開催（11月） ③次年度以降の体制整備（12月）	入予算の執行管理、庁内推進会議の開催（通年） ②企業や地域団体等との調整、準備会等会議開催（5月～11月） ③実施計画要求、組織定数等の要求（7月～10月）		た。 ③次年度以降の体制については、次年度組織改正に伴うこともみらい部内再編により、こども政策課へ業務移管。 ・本格的なこどもの貧困対策も3年が過ぎ、新たな課題も見えてきており、既存事業の整理を行いながら、新規対応の必要性も出てきている。
こどもみらい部 子育て応援課	2	56	要支援世帯への支援の充実	①子育て世代包括支援センターとの連携強化（通年） ②養育支援に関する市支援体制の在り方検討（12月） ③児童相談所の他市事例調査及び課題整理（12月）	①子育て世代包括支援センター・準備状況関係課会議（市民及び庁内への周知、連係方法等）、実施後は3課連携会議（定期） ②③市町村養育支援等の在り方、検討の基礎資料整理、庁内調整、実施計画要求及び組織定数要求、家庭相談員研修、関係機関への研修	達成	①定期の連携会議を2回実施し、日常業務においても随時連携し、市民への対応等を行っている。 ②養育支援に関する体制として、平成31年4月より子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待対応等養育支援の強化・充実を図る。 【参考】国において「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が2018年度策定され、2022年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置する等、市町村においては体制強化、支援の専門性強化が求められることとなった。 ③中核市長会検討会議の参加、厚労省WG、沖縄県や他市事例等児童相談所設置に関する資料収集し、課題整理を行った。 本市でも、求められる役割、支援の充実が図れるよう、引き続き体制整備に努めたい。
こどもみらい部 子育て応援課	3	58	医療費助成の充実及び整理	①こども医療費・現物給付方式の導入・実施（10月） ②こども医療費制度の拡充案の作成（10月） ③母子父子等医療費・自動償還払い方式の円滑実施（通年）	①条例等規程の整備、システム改修、市民向け制度周知、医療機関への説明、システム改修終了、受給資格者証送付、現物給付方式導入 ②他市の実施状況等の調査研究、こども医療費助成制度の拡充案を作成 ③実施状況の把握、予算の執行管理、人員の業務管理（通年）	達成	①こども医療費・現物給付方式、③母子父子等医療費・自動償還払い方式ともに、当初想定スケジュールどおり実施した。 ②こども医療費制度の拡充案（対象年齢の拡充等）について、市としてのポリシー案を作成した。 ・通常業務と並行しながら、次年度以降も対象年齢の拡充等課題事項への対応が想定される。 業務遂行に必要な人員等確保しつつ、今後も情報収集、県や他市町村及び関係機関との連係を図りながら、医療費助成事業の充実を図りたい。
都市みらい部 都市計画課	1	56	各課業務報告会の取りまとめ	都市みらい部各課の今年度の業務内容について、都市みらい部各課職員による事業報告を実施する（5課、計5回）。	都市計画課、道路建設課、道路管理課、花とみどり課、公園管理課の5課の今年度に行う業務を担当課職員から他課の職員に分かりやすく紹介するため創意工夫を凝らした案内を実施する。そのための開催時期の検討や案内、会場の確保について総括課として支援する。	達成	・都市みらい部、全課（5課）業務報告会を終了。 ・次年度も引き続き、業務報告会を行う。
都市みらい部 都市計画課	2	58	公共デザインマニュアル（案）の作成	地域の特性及び特色を活かした街並みを形成するためのデザインの発想と創意工夫の手助けとなる	公共デザインマニュアル（案）を作成するため委託調査を実施し、景観審議会等を開催する。 関係部署と連携し調整等を図りながら取	達成	・関係部署とのヒヤリングを行いながら、公共デザインマニュアル（案）を作成する。 都市景観審議会で審議する予定。 ○10/17（継続審議）

				公共デザインマニュアル(案)を作成する。	り組む。		○11/29(継続審議) ○H31.1/30(最終審議) ・2019(H31)年度に、公共デザインマニュアルの合意形成を図る。(市内部及び関係団体への周知等)
都市みらい部 都市計画課	3	58	都市景観賞表彰の実施	都市景観賞の選定及び公表を8月頃に行う。	都市景観賞作品の募集を行い、応募作品を都市景観審議会に諮問し、答申を踏まえて都市景観賞を決定する。	達成	・都市景観審議会の選考を終え、8月29日に表彰式を開催した。建築・広場部門及び屋外広告物部門から、4作品の「都市景観賞」の表彰を行った。 ・2020年度開催予定の「都市景観賞」に向けた準備として、ポスター・応募用紙の印刷等の作成業務がある。
都市みらい部 都市計画課	4	58	モノレール延長事業	沖縄都市モノレール延長整備事業に係る車両製造などの間接補助金について、モノレール株式会社の年度内執行率100%を目指す。	沖縄都市モノレール延長整備事業に係る車両製造などの間接補助金について、モノレール株式会社の年度内執行率100%を目指す。	達成	・沖縄都市モノレール株式会社が発注するモノレール延長事業などに係る工事・委託業務について年度内にすべて契約を行った。延長開業に向け4者連絡協議会において執行を適正に把握し事業執行を支援した。 ○システム総合試験(1月～4月) ○使用前検査、習熟運転(5月～6月) ○開業前検査(7月中旬) ・沖縄都市モノレール延長整備に関する基本協定及び覚書の考え方を踏まえ、費用負担額等を確定し定める。
都市みらい部 都市計画課	5	58	真和志地域乗合タクシー	真和志地域乗合タクシーの継続運行のために実証実験を行い利用者増に向けての検証を行う。	真和志地域乗合タクシーの継続運行のために実証実験を行い利用者増に向けての検証を行う。	達成	・H30年6月1日から運行時間や予約時間等のシステムの見直しを行い実証実験を行っている。エリア内における商業施設等での周知活動の結果、実証実験前と比べ約2倍の利用者増となっている(実証実験前平均利用者数:約150人/月)。 ○実車体験と併せ周知活動(10回) ○利用者(平成31年1月:378人) ○利用者(平成31年2月:347人) ○利用者(平成31年3月:379人) ・乗合い率を高める施策に取り組む
都市みらい部 都市計画課	6	58	識名公園の区域変更	識名公園の区域変更の都市計画変更を告示する。	都市計画変更素案を作成し、住民説明会、案の縦覧、都市計画審議会への諮問等の法定手続きを進める。	達成	・都市計画法に基づく手続きを行い、7月23日開催の都市計画審議会の承認を経て、8月27日に都市計画変更の告示を行った。 ・事業課による公園整備事業の実施に協力する。
都市みらい部 都市計画課	7	59	立地適正化計画の作成	H31年度の策定に向けた案を作成する。	市民、事業者、専門家、都市計画審議会及び市議会等からの意見聴取を行うとともに、庁内検討委員会や関連部署との意見交換を行いながら案を作成する。	達成	・市民や事業者、都市計画審議会や外部検討委員会等からの意見聴取を行った。これらをもとに庁内検討委員会や関連部署との意見交換を行いながら案を作成した。 ・引き続き市民や専門家等の意見を取り入れながら、平成31年度内に計画を策定する。
都市み	1	56	補償業務の研修	物件補償の算定方法、土	新しく補償業務を担当する職員及び補償	達成	・物件補償の算定方法、土地評価の方法、交渉のノウハウ

らい部 道路建 設課				地評価の方法、交渉のノ ウハウ等をテーマに年 3 回の研修を実施する。	業務の知識を習熟したい職員に対して、 補償の基礎的な知識を習得させるため課 内研修を実施することによりスキルアッ プをはかる。		等をテーマに年 3 回の研修を実施した。 ・用地補償業務のスキルアップのため、今後も、課題を抽 出して研修を実施していく。
都市み らい部 道路建 設課	2	58	街路事業の効果的な推 進	街路整備事業の用地取得 にかかる効果的な整備工 事の実施のための、チェ ックリストを作成する。	用地取得に伴う整備工事のスケジュール や残地とのとりあい（乗入口、高さ、擁 壁の有無、埋設物）などについて、より 効果的な事業推進を図るため、チェック リストを作成し、課内で共有して活用す る。	達成	・街路整備事業の取得用地について、的確に工事へ引き継 ぐため、個別に課題等を示すチェックリストの作成を年度 内に完了した。 ・今後はチェックリストを活用しながら街路整備事業を進 め、円滑な用地取得及び工事実施を図っていく。
都市み らい部 道路管 理課	1	56	課内業務報告会及び派 遣研修報告会の開催	職員個々の業務につい て、1 人年 1 回グループ 長会議にて報告会を実施 する。 派遣研修への参加者は課 内報告会を実施する。	毎週グループ長会議にて、各 G 持ち回り で職員担当業務や抱えている課題等の報 告を行う。また、派遣研修（県外）へ参 加した者は、すみやかに課内での報告会 を実施し情報共有する。	達成	・各 G 職員の業務報告を終え、研修報告についても 11 月 に 1 人終え、3 月に 3 人の研修報告会を行った。 ・引き続き、次年度も今年度同様に実施して行く。
都市み らい部 道路管 理課	2	58	道路に関する窓口サー ビスの向上	道路に関する申請手続き や、道路の異常・障害等 に対する意見・要望につ いて、対応の迅速化、効 率化を推進するための方 策を平成 31 年 3 月まで に 1 件選定し、平成 31 年 4 月から実際に取り組 む。	関連する業務処理フロー等について、各 G で対応の迅速化や手続きの簡素化な ど、より高いサービスを提供できるよう 各グループ業務改善に関する方策を 1 件 以上提案し、年度内にその中から課とし ての取り組みを 1 件決定する。	達成	・4 つのグループから窓口対応の迅速化、効率化等に関す る業務提案が数案あった中で、より高いサービスの提供が できるものとして 1 件を決定した。 ・引き続き、次年度も今年度同様に実施して行く。
都市み らい部 道路管 理課	3	59	那覇市道路占用料徴収 条例の改正	平成 30 年度に那覇市道 路占用料徴収条例の改正 を行い、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。	平成 29 年度で素案作成まで行っている ので、平成 30 年度は例規審、大口占用 者説明、庁議、及び議会を経て条例改正 を行う。また併せて事務手数料を徴収条 例に盛り込むことが出来ないかの検討も 行う。	達成	・条例改正については、9/26 に議決を終え、ホームペー ジや受付への張り紙、申請者への口頭周知などを経て、平 成 31 年 4 月 1 日から施行する。
都市み らい部 花とみ どり課	1	56	工事現場等の安全管理 の向上	安全管理・点検等の徹底 により災害・事故をゼロ にする。	工事安全パトロールチェックリストを活 用したパトロール及び対策会議を定期的 に実施する。	達成	・チェックリストを活用して工事安全パトロールを実施す るなど、適時、工事現場の安全管理について指導を行い、 今年度の災害・事故ゼロを達成した。 ・今年度同様にチェックリストを活用し、災害・事故ゼロ を目標に取り組む。
都市み らい部 花とみ どり課	2	56	研修の課内報告会や職 場内研修の推進	研修の課内報告会を年 2 回、職場内外研修等の参 加人数を年間 20 人程度 を目標とする。	全庁掲示板等に掲載されている研修の朝 会等での照会や業務で必要と思われる職 員への研修参加を促す。	達成	・都市計画協会海外研修報告会及び公園緑地講習会報告会 を開催し、職場内研修と合わせて延べ 125 人が参加した。 ・年度当初に掲げた人数を大幅に上回ったため、次年度以 降は今年度の実績を踏まえ、見直しを行う。
都市み	3	58	計画的な公園・緑地整	事業及び用地・補償業務	執行会議を適宜開催し、実施状況の課題	達成	・執行会議を適宜開催し、執行率（契約ベース）が 90%

らい部 花とみ どり課			備の推進（事業及び用地・補償業務の執行率の向上）	の執行率（契約ベース）を90%以上とする。	等の早期検討・改善を図るなど、執行体制を強化する。		となった。 ・次年度予算の社会資本整備総合交付金の執行が現場状況などから厳しい状況があるため、執行率の見直しを行う。
都市み らい部 花とみ どり課	4	58	花いっぱい運動推進事業等の推進	花いっぱい運動推進事業等を通して、「観光地としてふさわしい道路環境及び景観である」の満足度80%以上を達成する。	年度末の3月にアンケート調査を実施し、市民や観光客等の満足度を調査する。	達成	・花いっぱい運動推進事業において、市民に対し、2月現在、26,775本の草花苗の配布を行った。また、5箇所の公共花壇への植付けを行うとともに松山線において植樹プランターを新たに7基設置した。3月にアンケート調査を行い、満足度80%以上確保した。 ・草花苗の配布を25,200本以上とし、植樹プランターを予算の範囲内で増加させる。満足度80%以上確保する。
都市み らい部 公園管 理課	1	56	協働によるまちづくりの推進	公園の市民及び企業ボランティアを2団体との締結を行う。	愛護会、自治会及び企業ボランティアの活動状況の紹介など啓発活動を行いボランティアへの加入を働きかける。	達成	・自治会と愛護会を合せて7団体の増となった。（内訳：自治会1増・愛護会6増） ・引き続き、自治会・愛護会・企業ボランティアを合せて2団体との締結を行う。
都市み らい部 公園管 理課	2	56	民間活力を活かした公園活性化	公園経営および地域活性化の観点からの公園整備と管理運営を図るため、年度内に、事業対象公園、事業の方向性などの基本的な事業スキームの設定を行い、概略事業計画や管理運営計画、概略コスト及び収支算定までを行う。	委託業務の早期発注を行い、事業スキームを構築する。	達成	・公園の管理運営に関する協議会の設置について気運の高まりがあり、新たな検討が必要となったが、P-PFIを活用した公園活性化事業については、対象公園の抽出を行い事業の方向性などの基本的な事業スキームの設定を行った。 ・抽出した対象公園において、具体的な公募内容を詰め、公募の手続きにとりかかる。 ・管理運営に関する協議会の設置に向けた準備作業を行う。
都市み らい部 公園管 理課	3	56	職員の育成と組織づくり	職場内研修を2回実施する。	課内業務の連携が更に図られ業務量軽減に繋がるよう、新任職員を中心に上半期に課内研修を実施する。	達成	・課内研修を上半期に3回実施した。 ○「那覇市公園台帳システム操作研修」（H30年6月実施 7人参加） ○「公共施設案内・予約システムID登録について」（H30年7月実施 14人参加） ○「ドクターヘリ要請時対応について」（H30年8月実施 14人参加） ・新任職員を中心に課内研修を実施する。又、庁内外の各種研修へ参加し職員力の向上に努める。
都市み らい部 公園管 理課	4	58	公園駐車場の適切な管理	・駐車場有料化に関するアンケート調査結果を分析し、適正な料金の再設定を行う（新都心公園内駐車場） ・大石公園等の駐車場の有料化を検討する。	・駐車場業者や関係部署と調整を行い、駐車場の適正料金を再設定する。 ・駐車場有料化が可能な公園を抽出し、実証実験が可能な事業スキームを構築する。	達成	・アンケート調査を分析した結果、平成31年度から料金を変更した方が良いとの結果を得たので、駐車場業者や関係部署と調整を行い、駐車場の適正料金を再設定した。再設定料金については、事業者と調整を行っており、平成31年4月以降に料金改定を行う。 ・大石公園等の新たな駐車場有料化については、事業者ヒヤリングを行い実証実験が可能な事業スキームを構築し

							た。 ・実証実験の継続を行い、実証実験の中で料金改定を行っていく。 ・大石公園等にある駐車場を、新たに駐車場を有料化する公園として、事業者と継続的に調整していく。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	1	59	農連市場地区防災街区整備事業の促進	農連市場地区の施行者に対する補助金の諸手続き等を適正に行い、分譲住宅棟(A-3②)、市営住宅棟(A-3③)の建築工事に着手させる。	事業組合(施行者)と月2回以上の会議を開催し、事業計画及び事業執行状況の把握に努め、補助金の諸手続き等を適正に行い、事業の促進を図る。	達成	・事業組合主催の理事会や工程会議に出席し、分譲住宅棟(A-3②)は7月に、市営住宅棟(A-3③)は8月に建築工事に着手した。 ・引き続き分譲住宅棟、市営住宅棟の建築工事を行う。事業組合(施行者)と密に調整し、補助金の諸手続き等を適正に行い、事業の促進を図る。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	2	59	モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発事業の促進	モノレール旭橋駅周辺地区の施行者に対する補助金の諸手続き等を適正に行い、施設建築物を完成させる。	旭橋都市再開発㈱(施行者)と月2回以上の会議を開催し、事業計画及び事業執行状況の把握に努め、補助金の諸手続き等を適正に行い、事業の促進を図る。	達成	・会社主催の定例会や調整会議に出席し、9月に施設建築物を完成させた。 また、補助金交付、国庫請求等の諸手続きを適正に行った。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	3	59	真嘉比古島第二土地区画整理事業の清算金の徴収	真嘉比古島第二地区の清算金徴収を行う。 平成30年度歳入予算における清算徴収金(318万円)の90%以上を確保する。	清算金徴収者に対して、土地区画整理事業の清算金について、内容等の周知を図り十分に納付指導を行なう。	達成	・歳入予算の清算徴収金(318万円)に対し、3月末現在で100.5%にあたる(319万7千円)を徴収済み。 ・清算徴収金について、引き続き内容等の周知を図り十分に納付指導を行なう。
まちなみ共創部 建築工事課	1	56	技術職員の育成	経験の浅い職員に研修等を受講させる。	・日々の業務を通しての技術指導 ・技術研修等への参加 ・優れた建築物等の視察	達成	・建設工事の安全対策研修会、公共建築工事の積算講習会、監督員の技術向上に関する講習会、県営大謝名団地の見学会、他 ・経験の少ない職員に研修等を受講させる。
まちなみ共創部 建築工事課	2	58	事業執行率の向上	年度当初に予定している各依頼事業及び各工事の執行率(契約ベース)を100%とする。	・執行会議を定例で開催して、発注及び進捗状況を把握し、早期の発注を図る。 ・関係部署と綿密な連携により工程管理を行う。	達成	・工事 100%(18件)達成、業務 100%(12件)達成 ・年度当初に予定している各依頼事業及び各工事の執行率(契約ベース)を100%とする。
まちなみ共創部 市営住宅課	1	58	市営住宅の計画的建替え推進	市営住宅建替え事業において、今年度の建替え工事を行う。 ・宇栄原市営住宅4期(完成) ・大名市営住宅3期(中間年度)	建築工事課との連携を図り、補助金交付申請や債務負担行為、国庫請求など適正な事務処理を行う。	達成	・宇栄原市営住宅4期と大名市営住宅3期について、順調に建替え工事を行った。※宇栄原市営住宅4期(7棟)については、12月に完成した。 ・平成31年度は大名3期A棟(88戸)が完成予定。
まちなみ共創	2	58	予防保全的な視点に立つ修繕の拡充	市営住宅ストックの適正な維持管理のため、第3	施設を使用しながらの工事となるため、入居者に対する周知や説明会を実施する	未達成	・汀良、小祿、壺川、若狭市営住宅については、契約後に改修工事等に着手しており、第3次那覇市市営住宅ストッ

部 市 営住宅 課				次那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づいた修繕を計画的に行い、長寿命化を図る。 ・ 汀良市営住宅 2 棟屋上防水工事 ・ 安謝第一市営住宅配管改修工事 ・ 小録市営住宅 5・6 棟改修工事 ・ 壺川市営住宅 1 棟外壁改修工事 ・ 若狭市営住宅 6 棟耐震改修工事	など事前調整を徹底し、適正な執行を図る。		ク総合活用計画に基づいた長寿命化等が図られた。なお、安謝第一市営住宅配管改修工事については、国費が活用できなくなったことに伴い、事業スケジュールを変更して一般修繕にて対応する。 ・ 平成 31 年度は汀良・小禄・若狭市営住宅の改修工事に着手し、長寿命化を図る。
まちなみ共創 部 市 営住宅 課	3	59	家賃の徴収強化	現年度家賃徴収率 98.8%以上	指定管理者、債権回収会社との連携を密に行い、滞納への早期対応、保証人請求の強化を図る。	達成	・ 平成 30 年度の徴収率は 99.2%で目標を達成した。 ・ 滞納者への早期の対応強化
まちなみ共創 部 建 築指導 課	1	56	職員の職務遂行能力の 向上	全職員 1 回以上の指定研 修受講	・ 課内全職員は、今年度の研修計画書を作成し、指定研修を受講する。 ・ 指定研修を受講した職員は、研修報告等を行い知識の共有を図る。 ・ 未受講者へ建築物及び宅地危険度判定講習の受講を促す。	達成	・ 全職員について、指定研修の受講を終えた。また、研修等に関する報告で一定の知識共有が図られた。 ・ 特記すべき事項として、課内から一級建築士試験の合格者が誕生し、課全体の研鑽意欲向上に資した。 ・ 受講した研修について、課内での知識共有について、効果的な方法を検討する必要がある。 ・ 業務繁忙な職員についても研修機会が均等になるよう一層の配慮が必要である。
まちなみ共創 部 建 築指導 課	2	58	那覇市民間建築物耐震 化促進事業の推進	耐震診断義務化建築物へ 補助金を交付する。（耐 震化工事又は補強設計に ついて 1 件以上）	・ 建築物の所有者等に対し、補助金申請手続きの周知を図り、交付手続きが円滑に行えるよう誘導する。 ・ 建築物の所有者等に対し、次年度以降の補助金活用の意向調査を行う。 ・ 本市 HP や広報紙等をとおして、県が実施する簡易診断派遣事業の周知を図る。	達成	・ 耐震化工事 1 件について補助金交付を 10 月に行った。 ・ 5 月に建築物の所有者等に対し、補助金活用の意向調査を行った。 ・ 県が実施する簡易診断派遣事業について HP を 11 月に更新し、市民の友 2 月号へ掲載を行う。 ・ 1 月に「那覇市広告付き本庁舎総合案内板」の行政情報掲載モニターへ放映を行い事業の周知を図った。 ・ 特定建築物の耐震化に関する補助金については、申請がなかったことから実績なしであったが、次年度は建築物の所有者に対し、一層の働きかけを行う必要がある。
まちなみ共創 部 技 術管理 課	1	56	職員の技術向上発表会 の開催	那覇市建設技術向上発表 会を開催し、優秀論文を 表彰する。	関係各課からの推薦や技術職員の参加希望を募り、発表案件を取りまとめ、発表会を開催する。	達成	・ 応募による研究発表 9 件と依頼による研修報告 2 件を内容とした技術向上発表会を 10 月 26 日に開催した。（聴講参加者 151 名） 審査委員会の審査結果により、最優秀賞 2 名及び優秀賞の 1 名を表彰した。

							・意欲的に業務推進が行えるよう職員の育成を継続していきたい。
まちなみ共創部 技術管理課	2	56	職員対象の各種研修会の開催	職員の技術向上を推進するため勉強会等を開催する。また、新たに建設技術に詳しい外部講師による研修会を開催する。	経験年数が少ない技術職員を支援する勉強会の開催や国・県等が行う研修会への職員参加を支援する。また、関係組織が主催する講習会などを連携・支援する。外部講師による研修会開催のために委託業務を発注する。	達成	・監督・検査業務及び契約関係等についての技術向上研修会（5月25日・若手中堅職員を中心に34名の参加）を開催した。 ・専門会社職員によるCAD操作説明会（7月5日・16名の参加）及び積算講習会（7月24日・7名の参加）、電子納品研修（6月27日・21名の参加）を開催した。 ・監督員の技術向上に関する講習会（11月15日・58名の参加）を外部講師として公益社団法人大阪技術振興協会から招きを開催した。 ・建設現場で基本となる安全対策等に関する講習会を企画していきたい。
まちなみ共創部 技術管理課	3	56	建設工事における技術の蓄積・向上（設計変更ガイドラインの普及）	設計変更の取扱いについての受発注者間の共通の目安となる「那覇市工事請負契約における設計変更及び工事一次中止ガイドライン（案）」の周知を図り、必要に応じて改正する。	・前年度作成したガイドライン（案）を受注者へ周知のためにHPで公開する。 ・また、検査実施時に現場意見を聞き取る。 ・現場監督する職員へ説明会などを開く。 ・運用を図りながら受発注者意見を取りまとめ、必要に応じた修正について技術検討委員会担当者会及び技術検討委員会に諮る。	達成	・前年度作成したガイドライン（案）について、受注者等関係者への周知のために4月にHPで公開した。また、検査実施時等に併せて現場ヒアリングを行い、適正に運用されているか確認した。 ・現場監督する職員への説明会を、5月（土木・営繕）、12月（土木）、2月（営繕）の計3回開催した。 ・ガイドラインに則った設計変更がなされたか確認すると共に周知を図っていきたい。
まちなみ共創部 技術管理課	4	58	那覇市優秀建設工事表彰	那覇市優秀建設工事表彰要綱に基づき、優秀な工事を施工した建設業者を表彰し、パネル展示を行う。	要綱に基づく表彰の対象案件を、関係各課へ推薦書の提出を依頼する。提出された案件の現場及びその推薦内容などの確認や調整を行ったうえで、表彰に該当するか選考委員会に諮る。	達成	・各課からの推薦案件をもとに選考委員会を7月4日に開催、土木2件、建築3件、機械2件、電気2件の9工事を選定し、7月27日に20社を招き表彰式を行った。また、優秀工事のパネル展示を8月6日から1週間、1階ロビーにて行い市民等に広く紹介した。 ・建設業者の技術力アップに繋がることから継続していきたい。
まちなみ共創部 地籍調査課	1	56	職員の業務遂行能力の向上	専門的知識が習得できる研修に参加し、課内報告会を実施する。	・国土交通大学校などの研修に職員を参加させ、その内容等について、課内報告会を行う。 ・月に1回以上、課内勉強会を行う。 ・朝礼でクレドカードを読み上げる。	達成	・5月に国土交通大学校の研修に2名の職員を参加させ、課内報告会を行った。 ・毎月、1回以上課内勉強会を実施した。 ・朝礼でのクレドカード読み上げは定着している。 ・地籍調査担当者は、国土交通大学校の研修受講は必須であるため参加を継続する。 ・課内勉強会の実施でスキルアップを図る。
まちなみ共創部 地籍調査	2	58	地籍の明確化	「港町・曙地区」について、地籍図案及び地籍簿案を作成する。	・地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発注する。 ・毎月工程会議を開催し、業務監督を行う。	達成	・地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、7月に委託業務を発注した。 ・毎月工程会議を開催し、業務監督を行い、計画工程に沿った実施者検査を実施した。

課					・計画工程に沿った実施者検査を実施する。		・一筆地測量を実施し、地籍図案及び地籍簿案を作成した。 ・「港町・曙地区」については、地籍図案及び地籍簿案を閲覧にかけ、誤り等の訂正を行う。 他地区についても、調査を継続する。
出納室	1	56	現金収納取扱検査の強化	昨年度の3倍の9課に対し検査を実施し、検査結果を2月までに市長へ報告する	①検査チームを5月までに結成 ②改善事項等を検討 ③被検査課の選定 ④要領に基づき実施 ⑤市長及び被検査課へ結果を報告（通知）	達成	・4月中に現金収納取扱検査を実施する3つのチームを結成し、改善事項を検討した後、被検査課を選定した。 各チーム3課ずつ（計9課）の検査を行い、12月末には、市長及び被検査課へ結果を通知した。 ・平成29年度より現金収納取扱検査を始めたばかりであり、いくつかの改善項目が列挙された。次年度はそれらを踏まえ、よりよい検査を実施する。
出納室	2	56	効率的な出納事務の遂行	4月～2月の時間外在庁時間を月平均30時間以内とし、職員のワークライフバランスを推進する	①各Gにおける目標を設定 ②定期的に時間外在庁時間を確認 ③担当業務の見直し・効率化等を検討	達成	・各Gで時間外在庁時間の目標を設定し、毎月ごとに在庁時間を確認した。途中で目標の見直しをし、目標達成に努めた。 一人一人が、日々の目標を設定し計画をたてて業務を遂行すること、また、業務の効率化等の検討をすることの意識づけを促し、一人あたり時間外在庁時間の月平均は24時間28分となった。 ・業務の効率化を図り、時間外在庁時間の短縮に努める。
出納室	3	56	適正で円滑な出納事務の遂行	新任グループ長研修及び財務会計研修における会計事務研修の内容を強化する	①事業課における課題の洗い出し ②研修内容・テキストの見直し ③研修の実施	達成	・今年度は、命令機関と出納機関の役割の違いを理解してもらうことに重点を置くことでミスが減らせるのではないかと考え、研修内容・テキストの見直しを行い、研修を実施した。 ・主管課内で十分な書類確認をしミスを減らすよう、要となるグループ長を対象にした研修を実施したい（研修審議会にて要望中）。
出納室	4	58	災害等緊急対応マニュアルの作成	2月までにマニュアルを作成する	①ワーキンググループを4月中に結成 ②各Gにおける緊急業務の洗い出し ③処理すべき業務の順位づけと処理期限の確認 ④マニュアル化 ⑤室全体での共有	達成	・4月中にワーキンググループを結成し、緊急事態に起こる問題点の検討・関係課等との調整を行い、マニュアルを完成した。 ・さらに細分化したマニュアル作成を検討する。
学校教育 部 学務課	1	58	小学校入学準備金の支給を行う	小学校入学準備金の支給を12月までに行う。	ポスター、チラシを活用し、幼稚園、保育所、公共施設等で周知を図るとともに、HP及び「市民の友」で申請を促す。	達成	予定より早く11月末に入学準備金を支給した。申請者が想定より少なかったため、次年度は周知方法について工夫したい。
学校教育 部 教育研 究所	1	58	各学校における情報教育機器の迅速な保守点検・整備	①インストラクター派遣事業を75時間以上行う。 ②学校からの機器障害対応依頼にはすべて迅速に対応する。 ③情報教育機	①校長会・教頭会で事業の活用を呼びかける。 ②可能な限り当日で対応する。 ③予算執行状況を週1回の情報Gミーティングで共有する。	達成	各学校への積極的な呼びかけにより、年間80時間のインストラクター派遣を達成。研修支援の充実を図ると共に、学校の情報教育の向上に貢献できた。情報機器等のトラブルについても、研究所職員及びリース業者、関係部署等との連携により、迅速に対応できたと考える。今後も情報支

				器の予算執行を確実に行う。			援Gの職員間で、しっかりと情報の共有を行い、事業執行及び予算執行等に漏れないよう図る。
生涯学習部 総務課	1	56	組織体制における課題の整理（マネジメント事業）	教育行政ニーズへの迅速かつ的確な対応が可能となる組織体制を構築するため、課題を整理する。	事業のスクラップ＆ビルドを踏まえ、関係課と調整し、今後の方向性を決定し、平成31年度の組織体制を編成する。	達成	平成31年度の課題を整理し、効率的かつ持続可能な教育行政の運営を行うため、平成31年度組織改正及び定員再配置を行った。
生涯学習部 生涯学習課	1	58	真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）の整備	・真和志南地区活き活き人材育成支援施設（仮称）の建設工事に着手する。 ・管理運営計画を策定する。	・関連部署と連携し、入札、仮契約を締結し、9月定例会で承認を得て10月末までに工事着手する。 ・施設の管理運営検討委員会を立ち上げ、管理運営計画を年度内に策定する。	達成	・建設工事は予定どおり10月から着工することが出来た。 - また、施設の管理運営検討委員会4回開催し管理運営計画を年度内で策定を行う。
生涯学習部 生涯学習課	2	59	森の家みんなの指定管理者の選定	平成31年度以降の森の家みんなの指定管理者を選定する。	指定管理者の募集スケジュールを作成し、進捗管理を行い年度内に指定管理者を選定し、基本協定を締結する。	達成	年度内に基本協定の締結まで行うことができたため。
生涯学習部 中央公民館	1	58	地域連携事業における実行委員会組織等の支援強化	首里・真和志・那覇・小禄の各地域で行われる5つの地域イベントについて実施する。	首里公民館夕涼みまつり、識名園友遊会、小禄地区市民大運動会、うるく村あしび、若狭地区文化祭に対して人的支援を行い、待機と連携して開催する。	達成	・首里公民館夕涼みまつり 1200人 ・識名園友遊会 1590人 ・小禄地区市民大運動会 雨天中止 ・うるく村あしび 600人 ・若狭地区文化祭 1500人 以上の参加者で各地域イベントが開催できた。引き続き開催していく。
生涯学習部 中央公民館	2	58	公民館講座の充実	アンケートを行い、満足度90%を達成する。	受講生の実生活に活かせる学級・講座を企画・実施する。そのため、職員の研修等も2回実施する。	達成	実施した全講座での平均満足度が95.8%あり、目標は達成したと言える。職員研修については1回実施した。
上下水道局 企画経営課	1	59	債権の購入について	年度末までに大口定期預金より利率の高い20年債を購入する。	債券の利率の高い時期に購入できるよう年度当初（4月）に公金管理委員会へ付議し承認を得る。承認後、地方債協会ホームページや証券会社からの情報等を参考にしながら購入時期を決定する。	達成	債券購入については、8月に購入することができた。
上下水道局 企画経営課	2	59	水道事業及び下水道事業の両事業に係る共通経費（人件費）の負担方法の見直しについて	上水道・下水道 両事業のそれぞれにおける職員の1人当たりの生産性を正しく算出するために支弁別の職員数が適正に配分されているか、検証し改める。	上水道・下水道 両事業の共通経費の負担額を見直し負担に関する取扱基準を制定し、水道事業及び下水道事業のいずれかの会計業務に携わる職員の負担に関する事務取扱基準を策定し人件費を水道事業・下水道事業の支弁を改める。	達成	「那覇市上下水道局における会計間の負担等に関する事務取扱基準」策定し 第8回経営委員会へ付議し、第26回局議で承認され決定した。
上下水道局 料金サービス課	1	58	公共下水道未接続箇所 の普及活動	下水道整備済み箇所における未接続世帯への訪問件数330件を目指すことにより接続率の向上につなげる。	普及担当として3名を配置し、一日あたり10件～15件の普及指導を行なっている。 昨年度から引き続き、環境保全課等と合同による普及訪問活動に取り組む。	達成	下水道整備済み地域における未接続世帯への訪問件数330件の目標に対して、372件の訪問を行なった。 その内訳は次のとおりである。 ①環境部との普及指導：244件、単独の普及指導：49件 ②共同住宅への普及指導：8件

					また、昼間不在だった世帯については職員による電話・夜間訪問・休日訪問で接続指導を実施していく。		③休日訪問：36 件 ④補助金制度を活用した普及指導： 35 件 補助件数（10 件）執行率（80%）、貸付件数（2 件）
選挙管理委員会事務局	1	59	選挙事務の効率化（開票事務）	開票事務の効率化を図るため、投票用紙自動読取機を導入し、開票事務従事者を削減する。	投票用紙自動読取機導入に伴う削減効果を検証するとともに、選挙執行の効率化により財源をねん出し機器を購入。事務従事者の削減、開票時間を短縮する。	達成	投票用紙自動読取機導入にあたり、県知事選挙の交付財源を活用し、機器を 2 台購入。県知事選挙、市長選挙と連続した開票事務を効率的に執行することができた。
選挙管理委員会事務局	2	59	選挙事務の効率化（投票事務）	投票所入場券の様式を見直すことにより、投票事務を効率化し、事務コストを削減する。	投票入場券の様式を、個人単位から、世帯（2 人）単位に見直し、送付件数の削減を図り、通信運搬費等を軽減する。	達成	投票入場券ハガキの様式見直しにより、通信運搬費等で約 350 万円の削減を図ることができた。この削減効果は、今後の選挙執行にも大きなメリットがある。
消防局総務課	1	56	那覇市消防局女性活躍推進検討委員会の開催	那覇市消防局女性活躍推進検討委員会を 3 か月に 1 回開催する。	女性職員の意見を聞きながら、課題などを抽出していく。	達成	女性活躍推進検討委員会については、他会議と日程が重なり開催時期がずれることもあったが、当初の予定通り年度内に 4 回開催することができた。
消防局総務課	2	56	勤務取扱い等の手引き改正	平成 27 年 9 月 24 日以降更新されていない『勤務取扱い等の手引き』を年度内に改正する。	主幹会議等で内容を審議する。	達成	勤務取扱い等の手引きについては、長年改正されていなかったことから、改正点が多く、内容の精査に時間を要したが、年度内に、ある程度着手することができた。
消防局総務課	3	58	消防車両の整備	平成 30 年度中にポンプ車 1 台、高規格救急車 2 台を整備する。	法制契約課など関係部局と調整を図りながら購入を進める。	達成	当初の予定通り、平成 30 年度中にポンプ車 1 台、高規格救急車 2 台を整備した。
消防局総務課	4	58	（仮称）識名出張所の建設	年度内に候補地を絞り込み選定する。	沖縄県など関係機関と調整を図る。	達成	沖縄県立南部医療センター道路向かい側の旧農業試験場跡地に（仮称）識名出張所の建設候補地を絞り込むことができた。
消防局総務課	5	58	（仮称）小禄南出張所の建設	実施計画に小禄支所前の土地購入費と土地鑑定費を計上し、予算を確保する。	関係部局と調整を図る。	達成	平成 31 年度当初予算に小禄支所前の土地購入費と土地鑑定費を計上し、予算を確保した。
消防局警防課	1	56	消防活動の危険性困難性への対応のため、消防隊の消防活動技術の強化及び向上を図る。	消防活動効果確認訓練を実施させる。競争意識を育むと共に基本的な行動や指揮命令系統及び消防戦術を徹底させ、相乗効果による技術力向上を図る。	両署において、各警備 1 個小隊（合計 6 個小隊）を選抜してもらい、7 月に審査基準に従い警防課所管で消防活動効果確認訓練審査会を実施し、順位をつけ、第 1 位の小隊を最優秀小隊として、局長表彰とする。	達成	延長として、2 月 1 日（金）に南部消防長会開催の消防活動効果確認を那覇市消防局で実施する。
消防局警防課	2	56	複雑・多様化する災害における、主に人命救助に携わる隊員の養成のため、救助隊員教育研修を実施する。	人命の救助に関する専門的かつ高度な知識と技術を習得させるため、救助隊員教育プログラムに沿って研修を実施して、今年度 6 名以上の救助隊員養成を図る。	年明け 1 月に 6 日間のカリキュラムを組んで実施する。	達成	2 月 7 日（木）から 2 月 15 日（金）までの 6 日間実施する。
消防局	3	56	災害時の自助、近助、消防団の普及啓発につと		総務省消防庁委託事業の「企業・大学等	達成	今年度 15 人の団員増。那覇市吹奏楽団及び大同火災沖縄

警防課			共助による防災体制の強化のため、より地域に密着した基本消防団員の加入促進及び機能別消防団の設置を目指すと共に学生や企業、団体と大規模災害時の応援、連絡体制を整える環境整備を行う。	め、新規入団員を10人以上の目標とする。また、機能別消防団や消防団協力事業所等の設置に向け、市内企業や那覇市吹奏楽団と協定等の締結を図る。	との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」を活用して、消防団の普及啓発及び加入促進イベントを市内企業・大学等と協力して12月に開催し、新規消防団員の獲得及び協定締結を行う。		支社と災害時における避難所での活動協定書を取り交わす。
消防局救急課	1	58	応急手当普及啓発活動の推進	・応急手当講習受講者数：6,000人 ・応急手当普及員：80人	救命講座普及啓発推進員（非常勤）を中心として救急課職員、警防、救急隊員で実施する。定期講習会、その他出前講習会で対応する。	達成	応急手当講習受講者数 6,877 人、応急手当普及員 92 人養成で達成。
消防局救急課	2	58	介護保険施設における救急車適正利用の促進	・介護保険施設からの救急搬送者で、傷病程度が軽症の割合を23%以下にする。	平成29年中のデータから搬送者上位10カ所の介護保険施設を訪問し救急車適正利用を促す。	達成	在宅医療・介護関連支援ネットワーク協議会の中で救急車の適正利用の促進を図り、軽症者割合の高い施設を訪問した。軽症者の割合が22.8%で目標達成。
消防局救急課	3	58	予防救急の推進	・予防救急啓発のパンフレットの素案を8月までにまとめ、9月までにパンフレット500部を作成し救急フェアやイベント等において配布し市民の認識や理解啓発に繋げる。	市民に対し、救急搬送に至るケガや病気を予防するパンフレットを作成、配布する。	達成	予防救急啓発のパンフレット【高齢者施設編】救急ガイドブック【市民編】予防救急ガイドブックを8月に作成、救急フェアを皮切りに各イベントや講習会にて500部以上を配布し、市民の認識や理解啓発に繋げた。
消防局救急課	4	58	小学校への救命講習会の普及啓発	・那覇市応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱を、8月までに改正し、学校関係者と連携して10月までに実施する。	救命入門コース（45分コース）新設 応急手当講習会対象学年に応じた講習会カリキュラムを作成。	未達成	那覇市応急手当の普及啓発活動に関する実施要綱を改正したものの講習会実施には至っておらず、次年度も引き続き、学校教育関係者（学校教育課）との連携を継続し目標達成に繋げていく。
消防局救急課	5	56	救急隊員の教育体制の構築	・訓練実施要領を8月までに作成 10月までに訓練を実施する。	救急隊員の意見を取り入れ、指導救命士を中心に、訓練実施要領を作成する。	達成	テロ災害や多数傷病者対応訓練を計画し11月、3月の2回実施。
消防局指令情報課	1	58	新消防緊急通報システム整備事業の更新	平成30年度末のシステム更新完了を似て目標達成とする	・平成30年4月仕様調整 ・平成30年8月～10月電気工事及び回線工事 ・平成30年9月～10月基礎工事・機械室架台設置 ・平成30年9月27日～28日完成前検査（川崎市） ・平成31年2月 指令員操作訓練 ・平成31年3月26日完成検査	達成	平成31年2月5日仮運用開始

